

令和 8 年第 3 回

小松市議会定例会議案

令和 8 年 (2026年) 6 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第36号	令和8年度小松市一般会計補正予算（第1号）……………	1
議案第37号	小松市税条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第38号	小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第39号	石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第40号	工事請負契約について……………	33
議案第41号	工事請負契約について……………	35
議案第42号	工事請負契約について……………	37
議案第43号	工事請負契約について……………	39
議案第44号	工事請負契約について……………	41
議案第45号	工事請負契約について……………	43
議案第46号	工事請負契約について……………	45
議案第47号	財産の取得について……………	47
議案第48号	財産の取得について……………	49
議案第49号	財産の取得について……………	51
議案第50号	専決処分承認を求めることについて……………	53
報告第1号	令和7年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	133
報告第2号	令和7年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	137
報告第3号	令和7年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書……………	139
報告第4号	令和7年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	141
報告第5号	令和7年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	143
報告第6号	令和7年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	145
報告第7号	令和7年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	147
報告第8号	令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書……………	149
報告第9号	法人の経営状況の報告について……………	151

報告第10号	法人の経営状況の報告について……………	161
報告第11号	法人の経営状況の報告について……………	173
報告第12号	法人の経営状況の報告について……………	195
報告第13号	専決処分の報告について……………	209

令和8年度小松市一般会計補正予算
(第1号)

令和8年度小松市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,815,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	10,696,555	25,902	10,722,457
	2 国庫補助金	3,409,078	25,902	3,434,980
17	県支出金	4,999,995	57,942	5,057,937
	2 県補助金	1,714,484	57,942	1,772,426
18	財産収入	180,475	120	180,595
	1 財産運用収入	91,375	120	91,495
20	繰入金	1,436,614	15,000	1,451,614
	1 基金繰入金	1,375,516	15,000	1,390,516
21	繰越金	1	19,855	19,856
	1 繰越金	1	19,855	19,856
22	諸収入	1,286,923	3,500	1,290,423
	4 雑入	581,412	1,000	582,412
	5 受託事業収入	4,020	2,500	6,520
23	市債	5,941,400	12,900	5,954,300
	1 市債	5,941,400	12,900	5,954,300
	歳 入 合 計	57,680,000	135,219	57,815,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	20,749,572	27,400	20,776,972
	1 社会福祉費	8,958,439	600	8,959,039
	2 児童福祉費	10,923,296	25,000	10,948,296
	3 生活保護費	853,513	1,800	855,313
6	農林水産業費	1,587,654	54,200	1,641,854
	1 農業費	1,114,638	54,200	1,168,838
10	教育費	9,288,879	53,619	9,342,498
	1 教育総務費	1,101,948	1,000	1,102,948
	5 社会教育費	1,425,714	5,400	1,431,114
	6 保健体育費	1,971,325	47,219	2,018,544
	歳 出 合 計	57,680,000	135,219	57,815,219

第2表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備費	184,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	197,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	5,941,400				5,954,300			

議案第37号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第37条 [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第39条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第37条 [同左]</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第39条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ</p>

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に

規定する特定親族をいう。第39条の3の2第1項第3号及び第39条の3の3第1項

___において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第37条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下, この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第39条の3の2 [略]

(1) [略]

規定する特定親族をいう。第39条の3の2第1項第3号並びに第39条の3の3第1項及び第2項第4

号において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第37条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下, この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。

2～9 [同左]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第39条の3の2 [同左]

(1) [同左]

施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第39条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族で

施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 [同左]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第39条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

あつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(1) 所得税法第203条の6第1項の

規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金

等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)

の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であつて、特定

(4) その他施行規則で定める事項

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場

日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

[削除]

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場

合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載

合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 [同左]

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載

すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第66条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34

すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第66条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋_____にあつては30万円_____，償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34

条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第15条 [略]

2～4 [略]

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第37条第1項及び

条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第15条 [同左]

2～4 [同左]

第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第37条第1項及び

第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第16条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には，法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第35条及び第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第16条の4 第37条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該

第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第16条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には，法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第35条及び第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [同左]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第16条の4 第37条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該

当する場合又は第35条第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第8条の4第1項，附則第8条の5第1項，次条第1項，附則第18条第1項，附則第18条の2第1項，附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の3第1項

_____の規定の適用を受けるときは，第37条第2項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [略]

2 前項の規定は，昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中の前条第1項に規定

当する場合又は第35条第2項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第8条の4第1項，附則第8条の5第1項，次条第1項，附則第18条第1項，附則第18条の2第1項，附則第18条の2の2第1項

，附則第18条の2の3第1項又は附則第18条の3第1項の規定の適用を受けるときは，第37条第2項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 [同左]

2 前項の規定は，昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中の前条第1項に規定

する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

[新設]

する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [同左]

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

[新設]

（特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

[新設]

第18条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業

所得の金額，譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し，特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の3の規定の適用がある場合には，その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

[新設]

2 前項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

[新設]

(1) 第34条の3の規定の適用については，同条中「総所得金額」とあるのは，「総所得金額，附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

[新設]

(2) 第36条から第37条の2まで，第37条の3第1項，附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項の規定の適用については，第36条中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

[新設]

(3) 第38条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

[新設]

(4) 附則第3条の3の規定の適用

については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第39条の2第1項ただし書、第39条の3の2及び第39条の3の3の改正規定並びに附則第13条及び附則第16条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第66条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第37条第2項の改正規定並びに附則第16条の4の改正規定（「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第15条の2及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第16条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）第39条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第39条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の小松市税条例第39条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の小松市税条例附則第16条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分

に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の小松市税条例附則第16条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第66条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第38号

小松市本社機能立地促進のための市税 の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例について

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例（平成28年小松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（課税免除等の適用範囲）</p> <p>第3条 地方活力向上地域において、地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次項において同じ。）から令和8年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地</p>	<p>（課税免除等の適用範囲）</p> <p>第3条 地方活力向上地域において、地域再生計画（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次項において同じ。）から令和10年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地</p>

域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの期間内に、特定業務施設の用に供する固定資産を新設し、又は増設した者（青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下この条において「初年度」という。）以後3年度においては、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

2・3 [略]

域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの期間内に、特定業務施設の用に供する固定資産を新設し、又は増設した者（青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下この条において「初年度」という。）以後3年度においては、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [同左]

2・3 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第39号

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例について

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

石川県こまつ芸術劇場条例の一部を改正する条例

石川県こまつ芸術劇場条例（平成15年小松市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

改正前						改正後									
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）									
施設名		使用区分		使用料の額（円）				施設名		使用区分		使用料の額（円）			
		午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	全日 （午前9 時から午 後10時ま で）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）			夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	全日 （午前9 時から午 後10時ま で）				
大ホ ール	平日	17,800	28,300	35,600	71,200	大ホ ール	平日	21,400	34,000	42,700	85,400				
	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178号 ）に規定する 休日	22,000	35,600	44,000	89,000		土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178号 ）に規定する 休日	26,400	42,700	52,800	106,800				
小ホ	平日	6,800	10,500	12,600	26,200	小ホ	平日	8,200	12,600	15,100	31,400				

ール	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,700</u>	<u>32,500</u>	ール	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	<u>10,100</u>	<u>15,100</u>	<u>18,800</u>	<u>39,000</u>
楽屋	リハーサル室	<u>2,100</u>	<u>3,100</u>	<u>4,200</u>	<u>8,300</u>	楽屋	リハーサル室	<u>2,500</u>	<u>3,700</u>	<u>5,000</u>	<u>10,000</u>
・控室	第1楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>	・控室	第1楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	第2楽屋	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,700</u>		第2楽屋	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>
	第3楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>		第3楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	第4楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>		第4楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	第5楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>		第5楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	第6楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>		第6楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	第7楽屋	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>		第7楽屋	<u>600</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>2,500</u>
	控室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,000</u>		控室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,200</u>
	会議室	第1会議室	<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,600</u>		<u>5,200</u>	会議室	第1会議室	<u>1,400</u>	<u>2,300</u>
第2会議室		<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,600</u>	<u>5,200</u>	第2会議室	<u>1,400</u>		<u>2,300</u>	<u>2,900</u>	<u>5,700</u>
第3会議室		<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,600</u>	<u>5,200</u>	第3会議室	<u>1,400</u>		<u>2,300</u>	<u>2,900</u>	<u>5,700</u>

ギャラリー	催事場	<u>1,600</u>	<u>2,500</u>	<u>3,100</u>	<u>6,300</u>
	市民ギャラリー	<u>500</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>
	—				
	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

備考 [略]

ギャラリー	催事場	<u>1,800</u>	<u>2,800</u>	<u>3,400</u>	<u>6,900</u>
	市民ギャラリー	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,100</u>	<u>2,300</u>
	—				
	ギャラリー兼会議室	<u>1,400</u>	<u>2,300</u>	<u>2,900</u>	<u>5,700</u>

備考 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 芸術劇場の使用に係る手続き、使用料の納付その他この条例の施行のための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら設備改修工事（建築
）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金165,220,000円
- 4 契約の相手方 石川県小松市錦町1番地
加賀工建株式会社
代表取締役 嘉藤 航大

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら設備改修工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金484,000,000円
- 4 契約の相手方 三谷・藤井特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市園町ハ137番地
三谷産業株式会社 空調システム事業部 小松
営業所
所長 中山 泰志
構成員 石川県小松市長崎町三丁目114番地
藤井空調工業株式会社
代表取締役 藤井 歳正

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら設備改修工事（電気設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金866,800,000円
- 4 契約の相手方 第一電機・今出特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 幅口 雅人
構成員 石川県小松市古河町6番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 真稔

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら設備改修工事（舞台機構設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金221,650,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市雲出長常町1129番地11
カヤバCS株式会社
代表取締役 大前 聡

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 石川県小松市團十郎芸術劇場うらら設備改修工事（舞台音響設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金367,400,000円
- 4 契約の相手方 ほくつう・今出特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市相生町1番1
株式会社ほくつう 小松支店
支店長 竹村 文嘉
構成員 石川県小松市古河町6番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 真稔

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立認定こども園だいいち改築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金616,000,000円
- 4 契約の相手方 トーケン・誠和建設特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市浮城町76番地1
株式会社トーケン 小松本社
小松本社長 小清水 勝
構成員 石川県小松市白江町ト10番地
誠和建設株式会社
代表取締役 南 由美子

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立認定こども園だいいち改築工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金195,800,000円
- 4 契約の相手方 茗荷谷・かるみ特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市串町南112番地
有限会社茗荷谷設備工業
代表取締役 茗荷谷 豊
構成員 石川県小松市西軽海町三丁目52番地
有限会社かるみ設備
代表取締役 川端 一義

議案第47号

財産の取得について

小松市の除雪機械整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 除雪トラック |
| 2 取得する価格 | 金42,130,000円 |
| 3 契約の相手方 | 石川県小松市島田町チ84番地1
UDトラックス株式会社 小松カスタマーセンター
カスタマーセンター長 内田 喜友 |

議案第48号

財産の取得について

小松市立小中学校・義務教育学校におけるICT（情報通信技術）活用教育の推進及びそのために必要な環境整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 小松市立小・中・義務教育学校 電子黒板一式 |
| 2 取得する価格 | 金24,030,930円 |
| 3 契約の相手方 | 石川県金沢市中橋町11番18号
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
北陸支社長 吉岡 東吾 |

議案第49号

財産の取得について

小松市立松東みどり学園における広域通学用スクールバスとしての利用及び小松市立小中学校・義務教育学校における校外学習活動での利用のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | スクールバス |
| 2 取得する価格 | 金22,300,000円 |
| 3 契約の相手方 | 石川県小松市幸町一丁目65番地1
株式会社松井モータース
代表取締役 松井 亨 |

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度

専決第6号 令和7年度小松市一般会計補正予算（第8号）

専決第7号 令和7年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

専決第8号 令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第4号）

専決第9号 小松市税条例の一部を改正する条例

専決第10号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和7年度小松市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度小松市一般会計補正予算 (第8号)

令和7年度小松市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,201,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	配当割交付金	90,000	25,300	115,300
	1 配当割交付金	90,000	25,300	115,300
5	株式等譲渡所得割交付金	155,000	43,400	198,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	155,000	43,400	198,400
6	法人事業税交付金	318,000	56,200	374,200
	1 法人事業税交付金	318,000	56,200	374,200
9	環境性能割交付金	58,000	△11,300	46,700
	1 環境性能割交付金	58,000	△11,300	46,700
10	国有提供施設等所在市助成交付金	318,000	7,500	325,500
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	318,000	7,500	325,500
11	地方特例交付金	125,000	5,500	130,500
	1 地方特例交付金	107,000	△9,800	97,200
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	18,000	15,300	33,300
12	地方交付税	9,069,900	257,600	9,327,500
	1 地方交付税	9,069,900	257,600	9,327,500
15	使用料及び手数料	686,127	21,000	707,127
	1 使用料	380,891	15,000	395,891
	2 手数料	305,236	6,000	311,236
16	国庫支出金	13,415,029	△272,682	13,142,347
	1 国庫負担金	7,316,019	△80,791	7,235,228
	2 国庫補助金	6,045,193	△178,391	5,866,802
	3 国庫委託金	53,817	△13,500	40,317
17	県支出金	5,006,955	△122,602	4,884,353
	1 県負担金	2,906,636	△46,754	2,859,882
	2 県補助金	1,639,991	△63,315	1,576,676
	3 県委託金	460,328	△12,533	447,795

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	財産収入	134,642	△20,326	114,316
	1 財産運用収入	71,142	4,974	76,116
	2 財産売却収入	63,500	△25,300	38,200
19	寄附金	640,541	△226,728	413,813
	1 寄附金	640,541	△226,728	413,813
20	繰入金	1,148,569	△35,000	1,113,569
	1 基金繰入金	1,084,567	△35,000	1,049,567
21	繰越金	305,140	69,774	374,914
	1 繰越金	305,140	69,774	374,914
22	諸収入	1,749,627	△70,606	1,679,021
	3 貸付金元利収入	226,881	△69,000	157,881
	4 雑入	1,499,567	△6,000	1,493,567
	5 受託事業収入	2,339	4,394	6,733
23	市債	4,426,400	△8,000	4,418,400
	1 市債	4,426,400	△8,000	4,418,400
	歳入合計	59,482,015	△280,970	59,201,045

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,074,260	284,885	8,359,145
	1 総務管理費	7,147,593	289,362	7,436,955
	2 徴税費	427,067	△4,477	422,590
	3 戸籍住民基本台帳費	235,355	0	235,355
3	民生費	21,277,627	△274,182	21,003,445
	2 児童福祉費	11,089,960	△257,182	10,832,778
	4 災害救助費	41,950	△17,000	24,950
4	衛生費	3,238,888	11,540	3,250,428
	1 保健衛生費	1,260,661	△7,000	1,253,661
	2 環境対策費	1,338,316	6,000	1,344,316
	4 病院費	584,648	12,540	597,188
6	農林水産業費	1,399,631	△33,074	1,366,557
	1 農業費	1,047,307	△33,074	1,014,233
7	商工費	1,425,346	△86,900	1,338,446
	1 商工費	1,425,346	△86,900	1,338,446
8	土木費	6,104,166	△94,589	6,009,577
	1 土木管理費	99,352	△17,000	82,352
	2 道路橋りょう費	2,125,064	23,911	2,148,975
	4 都市計画費	895,017	△42,800	852,217
	6 飛行場費	486,324	△58,700	427,624
9	消防費	1,990,748	△17,550	1,973,198
	1 消防費	1,990,748	△17,550	1,973,198
10	教育費	9,267,397	△71,100	9,196,297
	1 教育総務費	1,559,743	2,000	1,561,743
	2 小学校費	1,504,712	△26,000	1,478,712
	3 中学校費	531,313	△29,000	502,313

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	1,458,935	10,000	1,468,935
	6 保健体育費	2,161,298	△28,100	2,133,198
	歳 出 合 計	59,482,015	△280,970	59,201,045

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	マイナンバーカード等普及促進費	930
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報管理システム運営費	1,848
		住民基本台帳システム運営費	10,208
3. 民生費	2. 児童福祉費	職員人件費（児童福祉総務費）	323
		物価高対応子育て応援手当給付費	34,540
6. 農水産業林費	2. 林業費	市行造林費	6,729
7. 商工費	1. 商工費	被災事業者再建支援費	33,018
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備費	6,500
	4. 都市計画費	北陸新幹線建設推進費	1,916
9. 消防費	1. 消防費	急傾斜地崩壊対策費	1,370
10. 教育費	3. 中学校費	松陽中学校整備費	24,500

(変更)

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	生活応援プレミアム付商品券発行費	1,399,000	物価高対応生活支援費（生活応援プレミアム付商品券発行費，生活応援自治体マイナポイント事業費）	1,690,663
		生活応援自治体マイナポイント事業費	292,000		
6. 農水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	74,105	農業経営体育成支援費	49,031
		県営土地改良費負担金	131,023	県営土地改良費負担金	132,912
	2. 林業費	林道整備費	3,139	林道整備費	3,100
		県営広域基幹林道整備費負担金	18,052	県営広域基幹林道整備費負担金	18,146
8. 土木費	2. 道橋りょう路費	橋りょう改修等整備費	219,500	橋りょう改修等整備費	211,343
		特別道路整備費	69,300	特別道路整備費	57,666
		消雪施設整備費	290,200	消雪施設整備費	283,433
	3. 河川費	排水路管理費	3,267	排水路管理費	0
		都市排水路整備費	65,164	都市排水路整備費	69,763
	4. 都市計画費	県営街路整備費負担金	25,429	県営街路整備費負担金	24,855
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	過年発生公共土木（道路）災害復旧費	49,700	過年発生公共土木（道路）災害復旧費	39,780

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域交通費 推進費	900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
尾小屋鉦山 資料館管理 運営費	400			
計	1,300			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来型図書館 づくり推進費	211,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し 、繰上償還 をなし、 又は借換え をすることが できる。	251,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直 し後の利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し 、繰上償還 をなし、 又は借換え をすることが できる。
町内会等施設 整備費	4,500				19,500			
せせらぎの郷 管理運営費	4,600				5,100			
農地費	700				800			
企業誘致費	6,700				2,200			
道路橋りょう 整備費	772,400				764,500			
除雪機械 購入費	15,000				11,900			
栗津駅周辺 整備費	127,600				120,100			
北陸新幹線 建設推進費	27,000				2,700			
コミュニテイ 供用施設 整備費	13,400				8,300			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
基地周辺道路 整 備 費	52,400				51,100			
高機能消防 指令システム 整 備 費	238,600				232,600			
教 育 バ ス 購 入 費	3,800				4,500			
松 陽 中 学 校 整 備 費	55,000				37,000			
文 化 財 保 存 管 理 費	1,900				2,700			
宮 本 三 郎 美 術 館 管 理 運 営 費	5,300				5,500			
尾 小 屋 鉦 山 資 料 館 周 辺 持 続 活 性 化 事 業 費	47,600				47,800			
末 広 体 育 館 改 修 費	47,100				57,700			
計	4,426,400				4,417,100			

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和7年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	市債	1,186,200	△132,800	1,053,400
	1 市債	1,186,200	△132,800	1,053,400
	歳 入 合 計	1,186,800	△132,800	1,054,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	産業団地造成費	140,000	△132,800	7,200
	1 団地造成費	140,000	△132,800	7,200
	歳 出 合 計	1,186,800	△132,800	1,054,000

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 産業団地造成費	1. 団地造成費	花坂地区産業団地整備費	2,100

(変更)

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	向本折地区土地区画整理費	857,090	向本折地区土地区画整理費	817,800

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業団地 造成費	140,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	7,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
計	1,186,200				1,053,400			

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

小松市長 宮橋勝栄

令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第4号）

令和7年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	10,587,852千円	182,848千円	10,770,700千円
第2項 医業外収益	680,064千円	182,848千円	862,912千円

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（納期限後に納付し，又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は，第43条，第49条，第49条の2若しくは第49条の5（第56条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。），第50条の4第1項（第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。），第51条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。），第56条の7，第70条，<u>第84条の7第1項</u>，第86条第2項，第101条第1項若しくは第2項，第105条第2項，第108条，第141条第1項又は第147条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合には，当該税額又は納入金額にその納期</p>	<p>（納期限後に納付し，又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は，第43条，第49条，第49条の2若しくは第49条の5（第56条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。），第50条の4第1項（第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。），第51条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。），第56条の7，第70条_____，第86条第2項，第101条第1項若しくは第2項，第105条第2項，第108条，第141条第1項又は第147条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合には，当該税額又は納入金額にその納期</p>

限（納期限の延長のあったときは，その延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し，又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第84条の7第1項の申告書，
第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第84条の7第1項の申告書，
第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書でその提出期限後に提出した

限（納期限の延長のあったときは，その延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し，又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [同左]

(2) _____
第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____
第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第141条第1項の申告書でその提出期限後に提出した

ものに係る税額 当該提出した
日までの期間又はその日の翌日
から1月を経過する日までの期
間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第34条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定す
る特定配当等（以下この項及び次
項並びに第37条の3において「特
定配当等」という。） _____

_____に係る所得を有す
る者に係る総所得金額は、当該特
定配当等に係る所得の金額を除外
して算定する。

4～6 [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第83条 軽自動車税は、3輪以上の
軽自動車に対し、当該3輪以上の
軽自動車の取得者に環境性能割に
よって、法第442条第3号に規定す
る軽自動車等（以下「軽自動車等
」という。）に対し、当該軽自動
車等の所有者に種別割によって課
する。

ものに係る税額 当該提出した
日までの期間又はその日の翌日
から1月を経過する日までの期
間

(4)～(6) [同左]

(所得割の課税標準)

第34条 [同左]

2 [同左]

3 法第23条第1項第15号に規定す
る特定配当等（次項及び _____

_____第37条の3において「特
定配当等」という。）（同号口に
掲げるものを除く。以下この項に
おいて同じ。）に係る所得を有す
る者に係る総所得金額は、当該特
定配当等に係る所得の金額を除外
して算定する。

4～6 [同左]

(軽自動車税の納税義務者等)

第83条 軽自動車税は、軽自動車等
に対し、その所有者に課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の課税免除)

第84条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税のみならず課税)

第84条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第83条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、

[削除]

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税の課税免除)

第84条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)～(3) [同左]

(軽自動車税のみならず課税)

第84条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自

- _____
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____
- _____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

[削除]

[削除]

動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

[削除]

第84条の4 環境性能割の課税標準

[削除]

は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

[削除]

第84条の5 次の各号に掲げる3輪

[削除]

以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項

[削除]

又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項

[削除]

又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用

[削除]

を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

[削除]

第84条の6 環境性能割の徴収につ

[削除]

いては、申告納付の方法によらな
ければならない。

(環境性能割の申告納付)

[削除]

第84条の7 環境性能割の納税義務

[削除]

者は、法第454条第1項各号に掲げ
る3輪以上の軽自動車の区分に応
じ、当該各号に定める時又は日ま
でに、施行規則第33号の4様式に
よる申告書を市長に提出するとと
もに、その申告に係る環境性能割
額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（

[削除]

環境性能割の納税義務者を除く。
）は、法第454条第1項各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める
時又は日までに、施行規則第33号
の4様式による報告書を市長に提
出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関
する過料)

[削除]

第84条の8 環境性能割の納税義務

[削除]

者が前条の規定により申告し、又
は報告すべき事項について正当な
事由がなく申告又は報告をしな

かった場合には、その者に対し、
10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、
市長が定める。

[削除]

3 第1項の過料を徴収する場合に
おいて発する納入通知書に指定す
べき納期限は、その発付の日から
10日以内とする。

[削除]

(環境性能割の減免)

[削除]

第84条の9 市長は、公益のため直
接専用する3輪以上の軽自動車又
は第92条の2第1項各号に掲げる
軽自動車等(3輪以上のものに限
る。)のうち必要と認めるものに
対しては、環境性能割を減免する。

[削除]

2 前項の規定による環境性能割の
減免を受けるための手続その他必
要な事項については、規則で定め
る。

[削除]

(種別割____の税率)

(軽自動車税の税率)

第85条 次の各号に掲げる軽自動車
等に対して課する種別割____の税
率は、1台について、それぞれ当
該各号に定める額とする。

第85条 次の各号に掲げる軽自動車
等に対して課する軽自動車税の税
率は、1台について、それぞれ当
該各号に定める額とする。

(1)~(3) [略]

(1)~(3) [同左]

(種別割____の賦課期日及び納期
)

(軽自動車税の賦課期日及び納期
)

第86条 種別割____の賦課期日は、
4月1日とする。

2 種別割____の納期は、5月11日
から同月31日までとする。

(種別割____の徴収の方法)

第88条 種別割____は、普通徴収の
方法によって徴収する。

(種別割____に関する申告又は報
告)

第89条 種別割____の納税義務者で
ある軽自動車等の所有者又は使用
者（以下この節において「軽自動
車等の所有者等」という。）は、
軽自動車等の所有者等となった日
から15日以内に、軽自動車及び2
輪の小型自動車の所有者又は使用
者にあつては施行規則第33号の4
の2様式による申告書、原動機付
自転車及び小型特殊自動車の所有
者又は使用者にあつては施行規則
第33号の5様式による申告書並び
にその者の住所を証明すべき書類
を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、
当該申告事項について変更があつ
た場合においては、その事由が生
じた日から15日以内に、当該変更

第86条 軽自動車税の賦課期日は、
4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日
から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第88条 軽自動車税は、普通徴収の
方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報
告)

第89条 軽自動車税の納税義務者で
ある軽自動車等の所有者又は使用
者（以下この節において「軽自動
車等の所有者等」という。）は、
軽自動車等の所有者等となった日
から15日以内に、軽自動車及び2
輪の小型自動車の所有者又は使用
者にあつては施行規則第33号の4
様式による申告書、原動機付
自転車及び小型特殊自動車の所有
者又は使用者にあつては施行規則
第33号の5様式による申告書並び
にその者の住所を証明すべき書類
を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、
当該申告事項について変更があつ
た場合においては、その事由が生
じた日から15日以内に、当該変更

があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]
(種別割 _____ に係る不申告等に関する過料)

第90条 [略]

2・3 [略]

があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [同左]
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第90条 [同左]

2・3 [同左]

(種別割 の減免)

第92条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第92条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認め

(軽自動車税の減免)

第92条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(8) [同左]

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第92条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認め

るものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若

るものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) [同左]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若

しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって種別割 の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し

しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

(1)～(6) [同左]

3 [同左]

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対し

て当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等を所有する者が法第445条第1項の規定によって種別割を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割 の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第93条 [略]

- 2 法第445条、第84条の3若しくは第84条第3号又は第83条第3項ただし書の規定によって種別割 を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置

て当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等を所有する者が法第445条第1項の規定によって種別割を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。

- 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第93条 [同左]

- 2 法第445条、第84条の3若しくは第84条第3号又は第83条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置

場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第84条の3若しくは第84条第3号又は第83条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されるこ

場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条、第84条の3若しくは第84条第3号又は第83条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 [同左]

7 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されるこ

ととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

8～10 [略]

(種別割の納税証明書交付)

第94条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の検査を受けようとする者が同法第97条の2に規定する書面の交付を申請した場合において、その検査を受けようとする軽自動車について、当該軽自動車の所有者が、現に種別割に係る徴収金を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他特別の事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第8条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、

ととなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

8～10 [同左]

(軽自動車税の納税証明書交付)

第94条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の検査を受けようとする者が同法第97条の2に規定する書面の交付を申請した場合において、その検査を受けようとする軽自動車について、当該軽自動車の所有者が、現に軽自動車税に係る徴収金を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他特別の事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第8条の4 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、

第37条の3第1項、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第8条の5 [略]

2 [略]

3 [略]

第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項

の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項

_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

4 [同左]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第8条の5 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項
及び附則第16条の3の2第1項
の規定の適用については、第36
条中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び附則第8条の
5第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第37条第1項
前段、第37条の2、第37条の3
第1項、附則第16条第1項、
附
則第16条の3第1項及び附則第
16条の3の2第1項中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額
並びに附則第8条の5第1項の
規定による市民税の所得割の額
」と、第37条第1項後段中「所
得割の額」とあるのは「所得割
の額及び附則第8条の5第1項
の規定による市民税の所得割の
額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(読替規定)

第10条の4 法附則第15条第1項、
第9項、第13項から第17項まで、
第19項、第20項、第24項、第27項

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条
第1項及び附則第16条の3第1
項
の規定の適用については、第36
条中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び附則第8条の
5第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第37条第1項
前段、第37条の2、第37条の3
第1項、附則第16条第1項及び
附則第16条の3第1項
中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額
並びに附則第8条の5第1項の
規定による市民税の所得割の額
」と、第37条第1項後段中「所
得割の額」とあるのは「所得割
の額及び附則第8条の5第1項
の規定による市民税の所得割の
額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

(読替規定)

第10条の4 法附則第15条第1項、
第8項、第12項から第16項まで、
第18項、第19項、第23項、第26項

第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第154条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第21項の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第154条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 [同左]

2 [同左]

3 法附則第15条第20項の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第21項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第21項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第21項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 8 法附則第15条第23項第2号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{6}{7}$ とする。
- 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

- 8 法附則第15条第22項第2号の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{6}{7}$ とする。
- 14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

[削除]

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

[削除]

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

[削除]

20 法附則第15条第28項の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第27項の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、2分の1とする。

23 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の1とする。

24 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。

21 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

22・23 [同左]

[新設]

24 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第12条の3 [略]

第12条の3 [同左]

2～6 [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [略]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [略]

2～6 [同左]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [同左]

8 [同左]

(1)～(3) [同左]

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) [同左]

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) [同左]

9 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

10 [略]

11 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

12・13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第

9 [同左]

(1)～(4) [同左]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [同左]

10 [同左]

11 [同左]

(1)～(4) [同左]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [同左]

12・13 [同左]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第

12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

_____ 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [同左]

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）

又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [同左]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [同左]

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第12条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げ

[新設]

る者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

[新設]

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

[新設]

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

[新設]

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年

[新設]

度分の固定資産税については、第77条の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

[新設]

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

[新設]

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

[新設]

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

[新設]

(4) 各特定被災共用土地納税義務

[新設]

者の住所及び氏名並びに当該各
特定被災共用土地納税義務者の
当該特定被災共用土地に係る持
分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規
定により按分する場合に用いら
れる割合に準じて定めた割合及
び当該割合の算定方法

[新設]

4 法附則第16条の3第9項の規定
により特定被災共用土地とみなさ
れた特定仮換地等（以下この項に
おいて「特定仮換地等」という。
）に係る固定資産税額の按分の申
出については、前項中「特定被災
共用土地納税義務者」とあるのは
「特定仮換地等納税義務者」と、
「特定被災共用土地の」とあるの
は「特定仮換地等の」と、「特定
被災共用土地に」とあるのは「特
定仮換地等に対応する従前の土地
である特定被災共用土地に」とす
る。

(肉用牛の売却による事業所得に
係る市民税の課税の特例)

第14条 昭和57年度から令和9年度
までの各年度分の個人の市民税に
限り、法附則第6条第4項に規定

(肉用牛の売却による事業所得に
係る市民税の課税の特例)

第14条 昭和57年度から令和12年度
までの各年度分の個人の市民税に
限り、法附則第6条第4項に規定

する場合において、第39条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第39条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第39条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条まで、第36条から第37条の2まで、

する場合において、第39条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第39条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第39条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条まで、第36条から第37条の2まで、

附則第16条第1項、附則第16条の3第1項、附則第16条の3の2第1項及び附則第16条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第16条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第35条及び第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第16条第1項、附則第16条の3第1項_____及び附則第16条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [同左]

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

[削除]

2 前項の規定の適用がある場合に
おける第37条の2及び第37条の3
第1項の規定の適用については、
第37条の2中「前2条」とあるの
は「前2条並びに附則第16条の3
第1項」と、同項中「前3条」と
あるのは「前3条並びに附則第16
条の3第1項」とする。

[削除]

3 第1項の規定は、市民税の所得
割の納税義務者が、当該年度の初
日の属する年の3月15日までに、
施行規則で定めるところにより、
同項の規定の適用を受けようとする
旨及び市民税の住宅借入金等特
別税額控除額の控除に関する事項
を記載した市民税住宅借入金等特
別税額控除申告書（その提出期限
後において市民税の納税通知書が
送達される時までに提出されたも
のを含む。）を、市長に提出した
場合（法附則第5条の4第9項の
規定により税務署長を経由して提
出した場合を含む。）に限り、適
用する。

[削除]

第16条の3の2 平成22年度から令
和20年度までの各年度分の個人の
市民税に限り、所得割の納税義務

第16条の3 平成22年度から令
和20年度までの各年度分の個人の
市民税に限り、所得割の納税義務

者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条及び第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第37条の2及び第37条の3第1項の規定の適用については、第37条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第16条の3の2第1項」と、第37条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条の3の2第1項」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第16条の5 令和6年度分の個人の

者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には
_____，法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条及び第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第37条の2及び第37条の3第1項の規定の適用については、第37条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第16条の3第1項」と、第37条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条の3第1項」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第16条の5 令和6年度分の個人の

市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第16条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条、第36条から第37条の3まで、附則第3条の3第2項、附則第15条の2、附則第16条第1項、附則第16条の3の2第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第16条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条、第36条から第37条の3まで、附則第3条の3第2項、附則第15条の2、附則第16条第1項、附則第16条の

市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第16条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条、第36条から第37条の3まで、附則第3条の3第2項、附則第15条の2、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [同左]

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第16条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条、第36条から第37条の3まで、附則第3条の3第2項、附則第15条の2、附則第16条第1項、附則第16条の

3の2第1項及び附則第16条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

3第1項及び附則第16条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第17条第1項の規定による
市民税の所得割の額の合計額」
とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，前条第1項の規定にかか

附則第17条第1項の規定による
市民税の所得割の額の合計額」
とする。

(3)～(5) [同左]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，前条第1項の規定にかか

ならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

ならず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [同左]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [同左]

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項
の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に

第18条 [同左]

2～4 [同左]

5 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項
の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

(一般株式等に係る譲渡所得等に

係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項
及び附則第16条の3の2第1項
の規定の適用については、第36
条中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び附則第18条の
2第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第37条第1項
前段、第37条の2、第37条の3
第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項及び附則第
16条の3の2第1項中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額
並びに附則第18条の2第1項の
規定による市民税の所得割の額
」と、第37条第1項後段中「所
得割の額」とあるのは「所得割
の額及び附則第18条の2第1項
の規定による市民税の所得割の
額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る

係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条
第1項及び附則第16条の3第1
項
の規定の適用については、第36
条中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額及び附則第18条の
2第1項の規定による市民税の
所得割の額」と、第37条第1項
前段、第37条の2、第37条の3
第1項、附則第16条第1項及び
附則第16条の3第1項
中「所得割
の額」とあるのは「所得割の額
並びに附則第18条の2第1項の
規定による市民税の所得割の額
」と、第37条第1項後段中「所
得割の額」とあるのは「所得割
の額及び附則第18条の2第1項
の規定による市民税の所得割の
額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

(先物取引に係る雑所得等に係る

個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項
の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項、
附則第16条の3第1項及び附則第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配

個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項
の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項、附則第16条第1項及び
附則第16条の3第1項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

(特例適用利子等及び特例適用配

当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条及び第37条第1項前段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第37条の2中「所得割額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条

当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の4 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項の規定の適用については、第36条及び第37条第1項前段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第37条の2中「所得割額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条

の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条及び第37条第1項前段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第37条の2中「所得割額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項中「所得割の

の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) [同左]

3・4 [同左]

5 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項の規定の適用については、第36条及び第37条第1項前段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第37条の2中「所得割額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の5 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第

額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3)～(5) [同左]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の5 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、
第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第

37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3・4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項、第16条の3第1項及び第16条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

3・4 [同左]

5 [同左]

(1) [同左]

(2) 第36条から第37条の2まで、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項の規定の適用については、第36条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項前段、第37条の2、第37条の3第1項並びに附則第16条第1項及び第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第37条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

6 [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第18条の6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^{が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該}

の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [同左]

6 [同左]

[削除]

[削除]

[削除]

判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の
規定により賦課徴収を行う軽自動
車税の環境性能割につき、その納
付すべき額について不足額がある
ことを附則第18条の8の規定によ
り読み替えられた第84条の7第1
項の納期限（納期限の延長があっ
たときは、その延長された納期限
）後において知った場合において
、当該事実が生じた原因が、国土
交通大臣の認定等の申請をした者
が偽りその他不正の手段（当該申
請をした者に当該申請に必要な情
報を直接又は間接に提供した者の
偽りその他不正の手段を含む。）
により国土交通大臣の認定等を受
けたことを事由として国土交通大
臣が当該国土交通大臣の認定等を
取り消したことによるものである
ときは、当該申請をした者又はそ
の一般承継人を当該不足額に係る
3輪以上の軽自動車について法附
則第29条の11の規定によりその例
によることとされた法第161条第1
項に規定する申告書を提出すべき
当該3輪以上の軽自動車の取得者

[削除]

とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

[削除]

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

[削除]

第18条の7 市長は、当分の間、第84条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

[削除]

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

[削除]

第18条の8 第84条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

[削除]

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

[削除]

第18条の9 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する

[削除]

事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

[削除]

第18条の10 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第84条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[削除]

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

[表 削除]

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第84条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

[削除]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税_____の税率の特例)

第19条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第

第19条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車

3項に規定する

__車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第85条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適

両法第60条第1項後段の規定によ

る車両番号の指定（次項及び第3項__において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第85条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適

用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自

用を受ける3輪以上の同項 _____に規定するガソリン軽自動車（以下この項 _____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分 _____の軽自動車税 _____に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

[削除]

自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)①中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第86条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)

第20条 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第86条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に

当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第89条及び第90条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則 (平成26年条例第23号)

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る小松市税条例第85条及び附則第19条の規定の適用については、

当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第89条及び第90条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則 (平成26年条例第23号)

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る小松市税条例第85条及び附則第19条の規定の適用については、

次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年小松市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(課税額)	(課税額)
第2条 [略]	第2条 [同左]
2～4 [略]	2～4 [同左]
5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 _____ _____ _____	5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 <u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額_____とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) [同左]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ [略]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ [略]

2～4 [略]

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ [同左]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ [同左]

2～4 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

令和7年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査費	38,995,000	38,995,000		27,777,000			11,218,000
		公有財産跡地活用推進費	45,200,000						
		小松駅・空港間自動運転バス運行費	89,600,000	89,600,000		44,800,000			44,800,000
		公共ライドシェア運行費	25,099,000	25,099,000		12,549,000			12,550,000
		マイナンバーカード等普及促進費	930,000	930,000					930,000
		物価高対応生活支援費（生活応援プレミアム付商品券発行費，生活応援自治体マイナポイント事業費）	1,690,663,000	1,690,663,000		741,540,000		900,000,000	49,123,000
		芸術劇場大規模改修費	400,000,000	400,000,000		117,500,000	269,200,000		13,300,000
		市民センター改修費	149,236,000	149,236,000			115,000,000		34,236,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報管理システム運営費	1,848,000	1,848,000		1,848,000			
		住民基本台帳システム運営費	10,208,000	10,208,000		10,208,000			
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護人材確保・職場環境改善支援費	3,000,000	3,000,000		1,500,000			1,500,000
		職員人件費（児童福祉総務費）	323,000	323,000		323,000			
	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付費	34,540,000	34,540,000		31,480,000			3,060,000
		認定こども園だいいち整備費	4,477,000	4,477,000			3,800,000		677,000
	3. 生活保護費	職員人件費（生活保護費）	360,000	360,000		360,000			
		法内扶助費	26,455,000	26,455,000		19,841,000			6,614,000
		就労準備支援等費	4,625,000	4,625,000		4,625,000			
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	49,031,000	49,031,000		49,031,000			
		県単土地改良費	7,194,000	7,194,000		2,800,000	4,100,000		294,000
		県営土地改良費負担金	132,912,000	132,912,000			101,700,000	15,933,000	15,279,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6. 農林水産業費	2. 林業費	市行造林費	6,729,000	6,729,000				6,729,000	
		林道整備費	3,100,000	3,100,000		1,436,000	1,600,000	64,000	
		県営広域基幹林道整備費負担金	18,146,000	18,146,000			17,600,000	546,000	
7. 商工費	1. 商工費	中小企業相談所運営費補助金	700,000	700,000		350,000		350,000	
		産業振興支援費	9,000,000	9,000,000		4,500,000		4,500,000	
		被災事業者再建支援費	33,018,000	33,018,000				33,018,000	
		誘客推進費	1,400,000	1,400,000		700,000		700,000	
		こまつまるごと観光物産推進費	2,000,000	2,000,000		1,000,000		1,000,000	
		産業観光推進費	6,000,000	6,000,000		3,000,000		3,000,000	
		日本遺産振興費	4,000,000	4,000,000		2,000,000		2,000,000	
		九谷焼ブランド推進費	1,000,000	1,000,000		500,000		500,000	
8. 土木費	1. 土木管理費	定住促進費	3,452,000	3,452,000		1,726,000		1,726,000	
	2. 道橋りょう路費	道路整備費	6,500,000	6,500,000			6,300,000	200,000	
		道路改良舗装費	21,000,000	21,000,000			18,900,000	2,100,000	
		橋りょう改修等整備費	211,343,000	211,343,000		111,610,000	89,600,000	10,133,000	
		特別道路整備費	57,666,000	57,666,000		33,609,000	21,600,000	2,457,000	
		消雪施設整備費	283,433,000	283,433,000		160,400,000	110,700,000	12,333,000	
	3. 河川費	都市排水路整備費	69,763,000	69,763,000			62,700,000	7,063,000	
	4. 都市計画費	都市計画調査費	14,894,000	14,894,000				14,894,000	
		粟津駅周辺整備費	22,000,000	22,000,000			16,500,000	5,500,000	
		北陸新幹線建設推進費	1,916,000	1,916,000			1,700,000	216,000	
		県営街路整備費負担金	24,855,000	24,855,000			22,300,000	2,555,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	4. 都市計画費	都市公園ストック再編費	8,248,000	8,248,000		5,500,000	2,400,000		348,000
9. 消防費	1. 消防費	消防団活動拠点施設整備費	9,000,000	9,000,000			8,100,000		900,000
		中消防署西出張所整備費	49,760,000	49,760,000			49,700,000		60,000
		防災行政無線運営費	6,600,000	6,600,000			6,600,000		
		防災体制強化費	14,300,000	14,300,000					14,300,000
		急傾斜地崩壊対策費	1,370,000	1,370,000			800,000	411,000	159,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	155,747,000	155,747,000		131,776,000	16,500,000		7,471,000
	3. 中学校費	松陽中学校整備費	24,500,000	24,500,000			20,200,000		4,300,000
	4. 高等学校費	市立高校改革検討費	1,490,000	1,490,000					1,490,000
	5. 社会教育費	人間国宝中田一於展開催費	2,200,000	2,200,000					2,200,000
		尾小屋鉱山資料館周辺持続活性化費	4,580,000	4,580,000					4,580,000
	7. 大学費	公立小松大学運営費	72,351,000	72,351,000		36,175,000			36,176,000
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設 災害復旧費	過年発生公共土木(道路)災害復旧費	39,780,000	39,780,000		16,928,000	22,800,000		52,000
		過年発生公園施設災害復旧費	314,770,000	314,770,000		125,150,000	184,500,000		5,120,000
	2. 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農業施設災害復旧費	42,597,000	42,597,000		41,830,000	600,000	38,000	129,000
		林業施設災害復旧費	16,000,000	16,000,000			10,400,000		5,600,000
合 計			4,279,904,000	4,234,704,000		1,744,372,000	1,185,900,000	916,382,000	388,050,000

令和7年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債		
11. 災害復旧費	2. 農林水産 施設災害 復旧費	現年発生農業施設災害復 旧費	19,184,000	3,000,000	16,184,000	1,265,000	17,449,000			11,300,000	6,149,000	隣接の下水道災害復旧工事にお いて新たな被災が確認され、重 複する区間の道路工事の現場着 工に一部遅れが生じ、調整に不 測の日数を要したため
		現年発生林業施設災害復 旧費				41,402,000	41,402,000		24,387,000	14,600,000	2,415,000	詳細設計に伴う変更協議に不測 の日数を要したため
合 計			19,184,000	3,000,000	16,184,000	42,667,000	58,851,000		24,387,000	25,900,000	8,564,000	

令和7年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	向本折地区土地区画整理費	817,800,000	817,800,000			817,800,000		
2. 産業団地造成費	1. 団地造成費	花坂地区産業団地整備費	2,100,000	2,100,000			2,100,000		
合 計			819,900,000	819,900,000			819,900,000		

令和7年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 206,300,000	円 0	円 206,300,000	円 57,900,000	円 0	円 0	円 0	円 148,400,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	配水管布設 工事等	206,300,000	0	206,300,000	57,900,000	0	0	0	148,400,000	0	0	関連工事との 工期調整等のため

令和7年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						受託工事 収益	損益勘定 留保資金			
水道事業 1. 費用			円 43,700,000	円 0	円 43,700,000	円 24,500,000	円 19,200,000	円 0	円 0	
	1. 営業費用	配水管布設 工事等	43,700,000	0	43,700,000	24,500,000	19,200,000	0	0	関連工事との工期調整 等のため

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 72,700,000	円 0	円 72,700,000	円 39,000,000	円 0	円 0	円 0	円 33,700,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	災害復旧 工事等	72,700,000	0	72,700,000	39,000,000	0	0	0	33,700,000	0	0	関連工事との工期 調整等のため

令和7年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						他会計繰入金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 1,967,200,000	円 0	円 1,967,200,000	円 0	円 1,000,000,000	円 863,900,000	円 103,300,000	円 0	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	災害復旧 工事等	581,500,000	0	581,500,000	0	333,000,000	199,500,000	49,000,000	0	0	0	能登半島地震 災害復旧工事 の遅延のため
		浸水対策 工事等	1,385,700,000	0	1,385,700,000	0	667,000,000	664,400,000	54,300,000	0	0	0	地元関係者との 調整等のため

令和7年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫補助金等	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 下水道事業 費用			円 82,300,000	円 0	円 82,300,000	円 14,950,000	円 0	円 67,350,000	円 0	円 0	
	1. 営業費用	システム構築 業務等	円 82,300,000	円 0	円 82,300,000	円 14,950,000	円 0	円 67,350,000	円 0	円 0	能登半島地震 の影響等によ る

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						他会計繰入金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金			
1. 資本的支出			円 799,100,000	円 0	円 799,100,000	円 0	円 352,000,000	円 394,880,000	円 52,220,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	災害復旧 工事等	円 799,100,000	円 0	円 799,100,000	円 0	円 352,000,000	円 394,880,000	円 52,220,000	円 0	円 0	能登半島地震 災害復旧工事 の遅延等のた め

令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出			円 79,316,000	円 0	円 79,316,000	円 0	円 0	円 0	円 79,300,000	円 16,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	施設整備費	79,316,000	0	79,316,000	0	0	0	79,300,000	16,000	0	0	部品不足による 納品遅延のため。

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和7年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

用地処分

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	県道高塚粟津線用地	6,050,000	二ツ梨町321番1 504㎡
	小松市土地開発公社健全化促進費 (内、利子補給事業)	105,000,000 (1,078,117)	都市計画道路高坂串線道路改良事業 外5件
合計		111,050,000	

附帯等事業 (保有地賃貸)

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業	637,000	日の出第1駐車場 外
	生活環境施設用地取得事業	519	住宅建築工事に係る駐車場
	県道高塚粟津線用地	3,889	舗装工事に係る事務所設置
完成土地	矢田野工業団地造成事業	1,199,401	民間賃貸
合計		1,840,809	

貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 流動資産			
(1) 現金及び預金	35,069,591		
(2) 未収金	0		
(3) 公有用地	471,770,058		
(4) 代行用地	0		
(5) 完成土地等	<u>0</u>		
流動資産合計		506,839,649	
2 固定資産			
(1) 出資金	<u>5,000,000</u>		
固定資産合計		<u>5,000,000</u>	
資産合計			<u>511,839,649</u>

負債の部

1 流動負債			
(1) 短期借入金	0		
(2) 未払金	<u>0</u>		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
(1) 長期借入金	<u>399,000,000</u>		
固定負債合計		<u>399,000,000</u>	
負債合計			<u>399,000,000</u>

資本の部

1 資本金			
(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>		
資本金合計		5,000,000	
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	107,078,497		
(2) 当年度純利益	<u>761,152</u>		
準備金合計		<u>107,839,649</u>	
資本合計			<u>112,839,649</u>
負債・資本合計			<u>511,839,649</u>

損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	111,050,000	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>1,840,809</u>	112,890,809
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	108,550,000	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>1,840,809</u>	<u>110,390,809</u>
事業総利益		2,500,000
3 販売費及び一般管理費		<u>1,743,458</u>
事業利益		756,542
4 事業外収益		
(1) 受取利息	1,250	
(2) 雑収益	<u>3,360</u>	4,610
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
事業外利益		<u>4,610</u>
経常利益		<u>761,152</u>
当期純利益		<u><u>761,152</u></u>

剰余金計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1 欠損準備金		
(1) 前年度末残高	106,211,953	
(2) 前年度繰入額	867,144	
(3) 当年度処分額	0	
(4) 当年度末残高		<u>107,078,497</u>
2 未処分利益剰余金		
(1) 当年度純利益繰入額		<u>761,152</u>
当年度未処分利益剰余金		<u><u>761,152</u></u>

剰余金処理計算書

(単位：円)

1 当年度未処分利益剰余金	761,152	
2 利益剰余金処分額		
(1) 欠損準備金		<u>761,152</u>
3 翌年度繰越利益剰余金		<u><u>0</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業収入		111,050,000
公有用地売却収入	111,050,000	
代行用地売却収入	0	
土地造成事業収入		0
完成土地等売却収入	0	
開発中土地売却収入	0	
附帯等事業収入		1,840,809
その他の事業収入		3,360
収入小計		<u>112,894,169</u>
公有地取得事業支出		△ 1,114,127
代行用地取得事業支出		0
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		
管理に係る支出	0	
附帯等事業支出		0
その他の事業支出		0
販売普及び一般管理費支出		△ 1,743,458
人件費に係る支出	△ 28,400	
令和7年度経費に係る支出	△ 1,715,058	
令和6年度経費未払金の支出	0	
その他の業務支出		0
支出小計		<u>△ 2,857,585</u>
差引小計		<u>110,036,584</u>
利息の受取額		1,250
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>110,037,834</u> ・・・(1)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		0
投資活動によるキャッシュ・フロー計		<u>0</u> ・・・(2)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入による収入		0
短期借入金の返済による支出		△ 73,831,101
長期借入による収入		399,000,000
長期借入金の返済による支出		△ 432,000,000
金銭出資の受入による収入		0
財務活動によるキャッシュ・フロー計		<u>△ 106,831,101</u> ・・・(3)
現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)		<u>3,206,733</u>
現金及び現金同等物期首残高		<u>31,862,858</u>
現金及び現金同等物期末残高		<u>35,069,591</u>

2 令和8年度小松市土地開発公社事業計画

令和8年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市事業計画の見直し等により長期に渡り保有している土地については、市との調整を図るとともに、機会を捉えた民間への売却にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業（処分）

小松市からの健全化促進事業費を受けて、長期保有土地の解消を図る。また、必要に応じて当事業で利子補給を行い、簿価の上昇を抑制する。

事業区分		地番	地積㎡	概算売却価格 (千円)	備考
公有 用地	小松市土地開発公社健全化促進費			185,000	
	(内、利子補給事業)			(1,560)	
合 計				185,000	

2) 附帯等事業（保有地賃貸）

暫定的な有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積㎡	貸付料 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業（仮線敷、8）	日の出町三丁目 162番1 外	794	159	日の出 第1駐車場 外
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,199	民間賃貸
合 計				1,358	

3) その他処分

その他の長期保有土地については、市関連部局と処分方針に係る協議・調整を図るとともに、機会を捉えて、民間への処分に努めるものとする。

3 令和8年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和8年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	第1款	事業収益	186,358
		第1項 公有地取得事業収益	185,000
		第2項 土地造成事業収益	0
		第3項 附帯等事業収益	1,358
	第2款	事業外収益	40
		第1項 受取利息	10
		第2項 雑収益	30
		収入合計	186,398
支 出	第1款	事業原価	183,358
		第1項 公有地取得事業原価	182,000
		第2項 土地造成事業原価	0
		第3項 附帯等事業原価	1,358
	第2款	販売費及び一般管理費	2,910
		第1項 販売費及び一般管理費	2,910
	第3款	事業外費用	0
		第1項 支払利息	0
		支出合計	186,268

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 181,560千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

			(単位：千円)
収入	第1款	資本的収入	219,000
	第1項	借入金	219,000
		収入合計	219,000
支出	第1款	資本的支出	400,560
	第1項	公有地取得事業費	1,560
	第2項	土地造成事業費	0
	第3項	借入金償還金	399,000
		支出合計	400,560

(借入金)

第4条 借入金の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法を次のとおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 219,000千円

借入の方法 証書借入、借入時期は令和8年度中とする。
ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は理事長が定めるところによる。

4 令和8年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	35,069
	2 公有用地売却収益	185,000
	3 代行用地売却収益	0
	4 完成土地等売却収益	0
	5 附帯等事業収益	1,358
	6 受取利息	10
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	219,000
	9 短期借入金	0
	10 前年度未収金	0
合 計		440,467
支払資金	1 一般管理費	2,910
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	1,560
	4 代行用地取得事業費	0
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	399,000
	7 短期借入金償還金	0
	8 前年度未払金	0
合 計		403,470
差 額		36,997

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

事業報告書

1. 事業概要

令和7年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では、令和6年度末の在来線高架下月極駐車場(9箇所)の民間への事業移管により、事業規模は前年度から縮小したものの、北陸新幹線開業後も進められている駅周辺開発等の影響により、時間貸し駐車場の業績の伸び等が事業移管の影響を補い、駐車場事業収入は89,434千円(前年度比3.6%減、ただし現運営5駐車場では同8.3%増)、その他の収入を含む事業活動収入全体では98,594千円(同3.3%減)となった。また、当期経常増減は35,348千円(同23.5%増)のプラスとなった。

駐車場事業収入の内訳は、時間貸し駐車場の時間利用分が63,070千円(同13.4%増)、同駐車場の定期契約分及び月極駐車場分が事業移管の影響により合計23,265千円(同33.3%減)、サービス券分が3,099千円(同34.4%増)であった。

利用台数についても、時間貸し駐車場の年間利用台数は延べ21.5万台(同4.8%増)、同駐車場の定期契約及び月極駐車場の年度末時点での契約台数は353台(同34.3%減)であった。

投資活動及び財務活動では、小松駅前立体駐車場の建物・換気設備の大型改修や、駅南駐車場およびヒルズパーキングのクレジットカード精算対応など施設の長寿命化やサービス向上に資する設備投資を行った。また、余剰の現金資産は定期預金や安全性の高い債券等により運用を図った。なお、一連の事業に伴う新規借入等は実施しなかった。

2) 駐車場運営の実績

(1)-1 時間貸し駐車場(利用台数及び収入)

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		R6年度	R7年度	増減率	R6年度	R7年度	増減率
小松駅前立体 (うち時間利用分)	306	124,373	130,270	4.7%	55,291	60,666	9.7%
38,865					45,071	16.0%	
駅南 (うち時間利用分)	101	29,819	33,831	13.5%	9,836	11,576	17.7%
4,018					5,801	44.4%	
ヒルズパーキング	89	50,991	50,987	0.0%	12,732	12,198	-4.2%
計 (うち時間利用分)	496	205,183	215,088	4.8%	77,859	84,440	8.5%
					55,615	63,070	13.4%

ヒルズパーキングは、時間貸し専用駐車場である。

(1)-2 時間貸し駐車場（回転率）

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数（台）			回転率		
		R6年度	R7年度	増減率	R6年度	R7年度	増減
小松駅前立体	306	341	357	4.7%	1.11	1.17	0.06
駅南	101	82	93	13.4%	0.81	0.92	0.11
ヒルズパーキング	89	139	140	0.7%	1.56	1.57	0.01

(1)-3 時間貸し駐車場 定期契約（契約台数及び収入）

駐車場名	収容台数	契約台数（台）			料金収入（千円）		
		R6年度末	R7年度末	増減率	R6年度	R7年度	増減率
小松駅前立体	306	221	210	-5.0%	16,426	15,595	-5.1%
駅南	101	98	101	3.1%	5,818	5,775	-0.7%
計	407	319	311	-2.5%	22,244	21,370	-3.9%

定期契約とは、時間貸し駐車場の定額利用契約であり時間貸し利用者と駐車区画を共用する。

(2) 高架下等月極駐車場（契約台数及び収入）

月極駐車場	収容台数	契約台数（台）		契約率	料金収入（千円）		
		R6年度末	R7年度末		R6年度	R7年度	増減率
日の出第1	26	26	26	100%	1,187	1,193	0.5%
高架下新町	6	6			302		皆減
高架下新鍛冶町	12	10			598		皆減
高架下小寺町	18	18			787		皆減
高架下細工町第1	16	16			1,113		皆減
高架下細工町第2	14	14			430		皆減
高架下土居原町	30	30			2,651		皆減
高架下第1	34	34			2,211		皆減
高架下第2	29	29			1,667		皆減
高架下第3	20	20			1,004		皆減
明峰駅市営	16	15	16	100%	698	702	0.6%
計	221	218	42	19%	12,648	1,895	-85.0%

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	495,720	472,390	23,330
普通預金	33,867,511	78,232,196	△44,364,685
現金預金合計	34,363,231	78,704,586	△44,341,355
(2) その他流動資産			
未収金	3,586,248	3,852,327	△266,079
未収消費税等	99,100	0	99,100
定期預金	150,000,000	100,000,000	50,000,000
有価証券	0	100,000,000	△100,000,000
短期貸付金	0	73,831,101	△73,831,101
その他流動資産合計	153,685,348	277,683,428	△123,998,080
流動資産合計	188,048,579	356,388,014	△168,339,435
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	157,189,637	157,392,577	△202,940
建物附帯設備	18,673,278	15,037,274	3,636,004
機械装置	7,819,716	8,532,966	△713,250
構築物	928,333	1,257,461	△329,128
工具器具備品	2,426,199	2,957,825	△531,626
車両運搬具	1	2	△1
土地	0	0	0
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
投資有価証券	197,685,535	0	197,685,535
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	385,101,851	185,557,257	199,544,594
固定資産合計	396,101,851	196,557,257	199,544,594
資産合計	584,150,430	552,945,271	31,205,159

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,621,985	6,603,886	△3,981,901
前受金	969,300	1,049,200	△79,900
預り金	31,265	23,066	8,199
流動負債合計	3,622,550	7,676,152	△4,053,602
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,622,550	7,676,152	△4,053,602
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	569,527,880	534,269,119	35,258,761
正味財産合計	580,527,880	545,269,119	35,258,761
負債及び正味財産合計	584,150,430	552,945,271	31,205,159

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取利息			
基本財産受取利息	4,750	450	4,300
受取利息計	4,750	450	4,300
② 事業収益			
駐車場収入	89,434,540	92,811,740	△3,377,200
事業収益計	89,434,540	92,811,740	△3,377,200
③ 雑収益			
雑収益	1,050,240	1,044,946	5,294
その他事業外収入	8,727,676	8,137,090	590,586
雑収益計	9,777,916	9,182,036	595,880
経常収益計	99,217,206	101,994,226	△2,777,020
(2) 経常費用			
① 事業費			
総係費	10,715,363	12,873,394	△2,158,031
平面駐車場	6,303,056	7,045,760	△742,704
立体駐車場	20,507,085	21,559,461	△1,052,376
市月極駐車場	0	6,449,029	△6,449,029
減価償却費	26,343,849	25,343,091	1,000,758
雑損失	0	96,530	△96,530
事業費計	63,869,353	73,367,265	△9,497,912
② 管理費			
支払利息	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	63,869,353	73,367,265	△9,497,912
当期経常増減額	35,347,853	28,626,961	6,720,892
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	89,092	132,096	△43,004
固定資産除却損計	89,092	132,096	△43,004
経常外費用計	89,092	132,096	△43,004
当期経常外増減額	△89,092	△132,096	43,004
当期一般正味財産増減額	35,258,761	28,494,865	6,763,896
一般正味財産期首残高	534,269,119	505,774,254	28,494,865
一般正味財産期末残高	569,527,880	534,269,119	35,258,761
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	580,527,880	545,269,119	35,258,761

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法(平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものは250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)、平成24年4月1日以降に取得したものは、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法(平成19年3月31日以前に取得したものは旧定額法)を適用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>188,048,579</u>
(1)現金及び預金		34,363,231
イ 小口現金	補充用釣銭	495,720
ロ 普通預金	北國銀行	33,867,511
(2)その他流動資産		153,685,348
イ 未収金	駐車場収入ほか	3,586,248
ロ 未収消費税等	還付消費税	99,100
ハ 定期預金	大和ネクスト銀行(1年以内)	150,000,000
2 固定資産		<u>396,101,851</u>
(1)基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行	11,000,000
(2)有形固定資産		187,037,164
イ 建 物	立体駐車場本体ほか	157,189,637
ロ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか	18,673,278
ハ 機械装置	立体駐車場管理システムほか	7,819,716
ニ 構築物	ヒルズパーキング構築物ほか	928,333
ホ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか	2,426,199
ヘ 車両運搬具	自動車	1
(3)無形固定資産		198,064,687
イ 電話加入権		370,552
ロ 投資有価証券	高速道路会社債(NEXCO中日本)	197,685,535
ハ 預託金	リサイクル費用	8,600
資 産 合 計		584,150,430

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>3,622,550</u>
(1)未払金	法人市民税ほか	2,621,985
(2)前受金		969,300
(3)預り金	源泉所得税等	31,265
2 固定負債		0
負 債 合 計		3,622,550
差引純資産		580,527,880

2 令和8年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便性向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

事業活動では、既存の小松駅周辺の時間貸し駐車場（3箇所・総収容台数496台）及び市内の月極駐車場（2箇所・総収容台数42台）を運営する。

令和7年10月の駅東地区での複合ビルの開業など、北陸新幹線開業後も進行する駅周辺開発等により、利用動向は依然堅調な推移を見込む中、維持管理等に関する各種物価変動等を考慮しながら、公共駐車場として適正な料金体系を維持のうえ事業活動を行う。また、経営効率及び駅周辺駐車場環境の向上に資する民間活力の導入等について、引き続き調査検討を行う。

投資活動及び財務活動では、小松駅前立体駐車場建物の長寿命化対策等を昨年度に引き続き実施する。また、余剰の現金資産については、定期預金や安全性の高い債券等により継続運用を行う。なお、一連の事業に伴う新規借入等は行わない。

3. 駐車場の概要

(1) 時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数（台）	基本料金（円/1h）	定期料金
		追加料金（円/30分）	（円/台・日）
小松駅前立体駐車場	306	100	8,300(全日) 4,200(夜間)
		50	
ヒルズパーキング（※）	89	100	—
		50	
駅南駐車場	101	100	5,200
		50	
合計	496		

※ヒルズパーキングは、駅周辺公共駐車場としてより明確な名称に変更予定

(2) 月極駐車場

月極駐車場	収容台数（台）	料金（円/台・月）	摘要
日の出第1月極駐車場	28	4,200	
明峰駅市営月極駐車場	16	3,700	
合計	42		

3 令和8年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	95,587	91,953	3,634
(1) 受取利息	27	2	25
基本財産利息収入	27	2	25
(2) 事業収入	87,100	83,100	4,000
平面駐車場収入	25,300	25,300	0
立体駐車場収入	59,500	55,500	4,000
サービス券収入	2,300	2,300	0
(3) 雑収入	8,460	8,851	△391
その他事業外収入	8,460	8,091	369
2. 事業活動支出	46,520	41,295	5,225
(1) 事業費支出	46,520	41,295	5,225
総係費支出	14,480	13,075	1,405
平面駐車場支出	8,160	8,200	△40
立体駐車場支出	23,880	20,020	3,860
(2) 管理費支出	0	0	0
事業活動収支差額・・・①	49,067	50,658	△1,591
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	173,831	△173,831
(1) 投資有価証券売却収入	0	100,000	△100,000
(2) 短期貸付金返済金	0	73,831	△73,831
2. 投資活動支出	23,000	242,000	△219,000
(1) 固定資産取得支出	23,000	42,000	△19,000
(2) 投資有価証券取得支出	0	200,000	△200,000
投資活動収支差額・・・②	△23,000	△68,169	45,169
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額・・・③	0	0	0
当期収支差額 ①+②+③	26,067	△17,511	43,578

4 令和8年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分		予 定 額
受 入 資 金		142,012
1	前期繰越金	45,950
2	前期未収金	2,473
3	今期前受金	444
4	今期預り金	31
5	基本財産運用収入	27
6	事業駐車場収入	84,694
7	事業雑収入	8,393
支 払 資 金		69,995
1	前期未払金	3,786
2	前期前受金	444
3	前期預り金	31
4	総係費	11,659
5	平面駐車場費	7,934
6	立体駐車場費	23,141
7	固定資産取得支出	23,000
差 引		72,017

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和7年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団事業報告

令和7年度は、当財団が指定管理者制度に基づき管理する施設において、下記の14の施設のうち、大倉岳スポーツ・レクリエーション施設、芦城センター、木場潟スポーツ研修センターを除く施設が更新年を迎え、12施設の更新に挑みました。そのプロポーザル競技の結果、残念ながら小松市武道館の管理を他社に渡すこととなりました。その他の施設につきましては、これまでどおり継続して管理することとなりますので、利用者の皆様に満足いただけるよう精進してまいります。

また、昨今の物価高や、民間企業の賃上げ等もあり、当財団としましても職員のモチベーション向上や雇用定着率の改善を図るため処遇改善を検討し、令和7年4月より契約職員（旧 臨時職員）の賃金体系を見直しました。職員が安心して働ける環境づくりを進めるとともに、仕事への意欲を高め、利用者サービスの質の向上に取り組んでまいります。

令和7年度に実施した事業は、次のとおりです。

◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設

① 小松運動公園末広体育館外9施設

外9施設：末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、末広屋内相撲場、末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、安宅海浜公園、梯川ボートハウス

② 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール

③ 小松市武道館

④ 小松市民センター、北部児童センター

⑤ 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設

⑥ 石川県立航空プラザ

⑦ こまつドーム

⑧ 東部児童センター

⑨ 西部児童センター

⑩ 小松サン・アビリティーズ

⑪ こまつまちづくり交流センター

⑫ こまつ曳山交流館及びジャパン九谷のふるさと松雲堂

⑬ 小松市芦城センター

⑭ 木場潟スポーツ研修センター

◇ 補助金の交付を受けて管理する施設

○ 小松総合体育館

◇ 交付金の交付を受けて管理する施設

○ 稚松児童クラブ

○ 東陵児童クラブ

○ 安宅・牧児童クラブ

◇ 一部委託を受けて実施する事業

○ 地区体育施設管理運営事業

◇ スポーツ振興事業

- こまつアスリート育成事業
 - ・ 選手育成強化と医科学トレーニング事業
 - ・ スポーツ体験教室
 - ・ 小松市スポーツアドバイザー派遣事業
 - ・ 小松市トレーナー派遣事業
- スポーツオアシス事業
- 小松市運動部活動地域展開推進事業
- 小松市文化部活動地域展開推進事業

令和7年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

◇ 施設管理運営事業

- 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化・省エネ化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。令和7年度に実施された大規模工事は以下のとおりです。
 - ・ 末広体育館アリーナ空調機設置工事
 - ・ 末広体育館アリーナ床全面改修工事
 - ・ 末広野球場音響装置更新工事
 - ・ 小松屋内水泳プールシャワー室防火区画用シャッター更新工事
 - ・ 大倉岳高原スキー場第1・2ペアリフト改修工事

- 令和7年度も利用者満足度調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

【集計結果】

施設名	満足度	施設名	満足度	施設名	満足度
末広体育館	92.4%	こまつドーム	91.7%	東陵児童クラブ	81.0%
末広陸上競技場	77.5%	大倉岳高原スキー場	86.3%	親子つどいの広場	97.6%
末広テニスコート	93.4%	小松市民センター	86.1%	はつらつセンター	86.9%
末広野球場	91.6%	北部児童センター	96.0%	小松サン・アビリティーズ	93.7%
小松屋内水泳プール	81.8%	東部児童センター	86.4%	こまつまちづくり交流センター	85.5%
小松総合体育館	71.0%	西部児童センター	97.8%	芦城センター	94.3%
小松市武道館	91.5%	稚松児童クラブ	79.5%	こまつ曳山交流館	97.0%
航空プラザ	89.4%	安宅・牧児童クラブ	85.3%	木場潟スポーツ研修センター	81.6%

※職員の接遇や施設の清潔さ、利便性についてのご意見が大多数を占めております。

いただいたご意見は各施設と情報共有し、今後の運営に役立てます。

◇ 人材育成の推進

○ 令和7年度は、職員の人材育成や健康維持のため各種研修を実施しました。

開催月	研修名
5月～3月	健康セミナー
6月	救命法研修（普通救命講習Ⅰ）
7月	接遇研修
8月	防災研修
9月	ハラスメント研修

◇ 内部監査の実施

○ 令和7年度は、現金取扱状況、伝票処理状況を重点項目とし、監査を実施しました。その結果、現金等の取扱は適正に行われておりました。

その他、印漏れ等があったものは適正に指導し、改善しております。

◇ スポーツ振興事業

○ 選手育成強化と医科学トレーニング事業

全国大会に出場した小松市在住もしくは、小松市内に在学の小学生、中学生、高校生及び、世界大会レベルに出場した小松市在住もしくは小松市出身の社会人アスリートに対し、トレーニング方法の指導、栄養摂取やスポーツ心理の調査・分析等、「総合的な医科学サポート」を提供し、競技力の向上に努めました。

今後、参加者にはオリンピック等、世界で活躍するアスリートになっていただくことを期待しております。

種別	競技	参加人数	
小学生	スキー、テニス	2	人
中学生	飛込、トランポリン、スキー、テニス	8	人
高校生	陸上、飛込、トランポリン、ハンドボール、カヌー、スキー	40	人
一般	トランポリン、ボッチャ	3	人

◇ スポーツ振興事業

○ スポーツ体験教室

石川県にゆかりのあるプロスポーツチームやアスリートに講師を依頼し、市内在住の小学生を対象に「スポーツ体験教室」を開催しました。開催数がこれまでの3回から8回に増え、昨年度と比較して、より多くの競技で体験教室を開催することができました。

サッカー体験教室では、小松市出身で元日本代表の豊田陽平さんを講師としてお招きするなど、各競技トップクラスの指導者にお越しいただき、とても魅力的な体験になったのではないかと思います。

参加者は、講師陣の動きを手本に体を動かし、とても楽しそうに各競技に取り組んでいました。

この体験は小松市のスポーツの底辺拡大に寄与するものと思います。

回数	競技	講師	参加人数
第1回	ラグビー	小松市ラグビー協会	4人
第2回	バスケットボール	金沢武士団	55人
第3回	ハンドボール	北國ハニービー石川	17人
第4回	トランポリン	岸彩乃さん 小松市体操協会	43人
第5回	e-スポーツ	ダイナミック	19人
第6回	卓球	金沢ポート 小松市卓球協会	23人
第7回	陸上	イング陸上部	33人
第8回	サッカー	豊田陽平さん	21人

○ 小松市スポーツアドバイザー派遣事業

小松市出身のオリンピック中川真依さん、岸彩乃さんにスポーツアドバイザーとなっただき、柔軟体操や体幹トレーニング等を遊びを交え指導し、スポーツの楽しさを伝えることで、スポーツの振興に寄与しました。

回数	内容	アドバイザー	対象	参加人数
第1回	スポーツ基礎運動	中川真依さん	市内幼稚園児	10園 224人
第2回	スポーツ基礎運動	中川真依さん	市内児童クラブ	5クラブ 28人
第3回	スポーツ基礎運動	岸彩乃さん	市内幼稚園児	7園 181人

◇ スポーツ振興事業

○ 小松市トレーナー派遣事業

小松市内で活動するスポーツ団体（小学生から高校生）に対し、専門的な知見を持つトレーナーやスポーツ栄養士を講師として派遣し、各競技に適したトレーニングやストレッチの方法、栄養指導、傷害予防などの講座を開催しました。

競技力の向上及び、生涯スポーツの振興に寄与するものと思います。

競技	団体名	実施項目	派遣人数	
チアリーディング	コマツルアナーズ	筋力トレーニング	2	人
チアリーディング	コマツルアナーズ	体幹トレーニング	2	人
ハンドボール	小松市立高校ハンドボール部	ストレッチ、筋力トレーニング	1	人
ハンドボール	小松市立高校ハンドボール部	栄養指導	1	人
野球	舟見ヶ丘野球部	ストレッチ、体幹トレーニング	1	人
バレーボール	VC小松	傷害予防、筋力トレーニング	4	人
サッカー	串サッカースポーツ少年団	体幹トレーニング	1	人
バレーボール	VC小松	ストレッチ、栄養指導	2	人
柔道	小松ジュニア柔道教室	筋力トレーニング、体幹トレーニング	2	人
チアリーディング	コマツルアナーズ	栄養指導、筋力トレーニング	3	人
チアリーディング	コマツルアナーズ	体幹トレーニング、筋力トレーニング	6	人
ダンス	ホワイトスターズ	ストレッチ、体幹トレーニング	1	人
ドッジボール	小松BRAVE STARS	ストレッチ、体幹トレーニング	1	人
飛込	末広小松ダイビングクラブ	体幹トレーニング	2	人
バレーボール	小松南エンジェルス	ストレッチ、体幹トレーニング	2	人
スイミング	小松スイミングクラブ	筋力トレーニング、体幹トレーニング	4	人
野球	荒屋ベースボールクラブ	筋力トレーニング、傷害予防	2	人
バレーボール	小松クラブ	ストレッチ	3	人
バレーボール	小松クラブ	体幹トレーニング	3	人
野球	小松市立板津中学校野球部	ストレッチ、筋力トレーニング	2	人
ウェイトリフティング	小松工業高校ウェイトリフティング部	ストレッチ、傷害予防	2	人
ウェイトリフティング	小松工業高校ウェイトリフティング部	栄養指導、体幹トレーニング	2	人
野球	小松市立南部中学校	筋力トレーニング、体幹トレーニング	3	人
野球	小松市立南部中学校	筋力トレーニング、体幹トレーニング	3	人
野球	小松市立板津中学校野球部	ストレッチ、体幹トレーニング	3	人
テニス	小松市ジュニアソフトテニス教室	ストレッチ、体幹トレーニング	3	人
テニス	小松市ジュニアソフトテニス教室	ストレッチ、体幹トレーニング	3	人
飛込	末広小松ダイビングクラブ	体幹トレーニング、筋力トレーニング	2	人

◇ 文化振興事業

○ 「こまつ曳山交流館」より曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

開催月	行事名
4月～6月	お旅まつり特別展
6月	みよっさ豆講座（日本舞踊にふれてみませんか）
6月～7月	七夕飾りを作ろう
7月～11月	お旅まつり写真展
8月	輪踊りのお稽古
8月	第13回納涼みよっさ夏まつり
10月	こまつの郷土芸能まつり～獅子舞編～
11月～12月	郷土芸能まつり写真展
12月	お正月の寄せ植え
12月～1月	天神堂飾り展、縁起物人形展
2月～3月	芝居する人形たち展

貸借対照表

令和8年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	84,916,482	83,330,053	1,586,429
普通預金	83,878,012	82,238,833	1,639,179
小口現金	1,038,470	1,091,220	△52,750
未収金	84,723,735	79,122,543	5,601,192
貯蔵品	53,667	45,507	8,160
流動資産合計	169,693,884	162,498,103	7,195,781
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	60,086,700	46,648,500	13,438,200
定期預金・決裁用普通預金	60,086,700	46,648,500	13,438,200
管理運営費積立資産	28,962,000	52,931,000	△23,969,000
定期預金・決裁用普通預金	28,962,000	52,931,000	△23,969,000
児童クラブ運営費積立資産	23,392,300	28,441,000	△5,048,700
定期預金・決裁用普通預金	23,392,300	28,441,000	△5,048,700
小松総合体育館特別修繕引当資産	4,944,922	12,488,598	△7,543,676
決裁用普通預金	4,944,922	12,488,598	△7,543,676
特定資産合計	117,385,922	140,509,098	△23,123,176
(3) その他固定資産			
有形固定資産	443,938,490	495,956,726	△52,018,236
建物	437,068,522	486,814,809	△49,746,287
什器備品	2,892,715	3,622,902	△730,187
車両運搬具	3,977,253	5,519,015	△1,541,762
その他固定資産合計	443,938,490	495,956,726	△52,018,236
固定資産合計	578,298,061	653,439,473	△75,141,412
資産合計	747,991,945	815,937,576	△67,945,631

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	79,926,441	73,685,756	6,240,685
未払金	79,926,441	73,685,756	6,240,685
預り金	2,488,231	2,255,766	232,465
預り金	2,488,231	2,255,766	232,465
前受金	4,424,346	3,595,470	828,876
前受金	4,424,346	3,595,470	828,876
流動負債合計	86,839,018	79,536,992	7,302,026
2. 固定負債			
退職給付引当金	60,086,700	46,648,500	13,438,200
固定負債合計	60,086,700	46,648,500	13,438,200
負債合計	146,925,718	126,185,492	20,740,226
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
日本財団補助	61,983,698	69,131,865	△7,148,167
石川県補助	8,394,285	9,563,000	△1,168,715
小松市補助	204,530,575	225,066,271	△20,535,696
指定正味財産合計	291,882,207	320,734,785	△28,852,578
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	309,184,020	369,017,299	△59,833,279
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	601,066,227	689,752,084	△88,685,857
負債及び正味財産合計	747,991,945	815,937,576	△67,945,631

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	1,038,470
			小計	[1,038,470]
	預金	普通預金		
		北國銀行 小松支店	運転資金として	83,878,012
			小計	[83,878,012]
	未収金		小松市委託料・補助金	73,645,113
			使用料収益	4,243,920
			受取手数料	790,334
			雑収入	6,044,368
			小計	[84,723,735]
	貯蔵品		総係	18,540
			小松運動公園	706
			水泳プール	2,308
			小松総合体育館	1,170
			市民センター	7,130
			北部児童センター	946
			大倉岳高原スキー場	4,976
			航空プラザ	4,731
			こまつドーム	3,635
			稚松児童クラブ②	1,607
			東部児童センター	2,200
			東陵児童クラブ	380
			西部児童センター	1,038
			安宅・牧児童クラブ	1,558
			小松サン・アビリティーズ	1,758
		木場潟スポーツ研修センター	614	
		こまつ曳山交流館	370	
		小計	[53,667]	
流動資産合計			169,693,884	

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(固定資産)				
基本財産	基本財産	定期預金 小松市農業協同組合本店	基本財産	16,973,649
			小計	[16,973,649]
特定資産	退職給付引当資産	定期預金	職員退職給与相当額	60,086,700
	管理運営費積立資産	はくさん信用金庫 小松中央支店	施設管理運営費充当	24,913,000
	児童クラブ運営費積立資産		児童クラブ運営費充当	15,000,300
				[100,000,000]
	管理運営費積立資産	決裁用普通預金 北國銀行 小松支店	施設管理運営費充当	4,049,000
				[4,049,000]
	児童クラブ運営費積立資産	決裁用普通預金 北國銀行 小松支店	児童クラブ運営費充当	8,392,000
				[8,392,000]
	小松総合体育館特別修繕引当資産	決裁用普通預金 北國銀行 小松支店	小松総合体育館大規模修繕充当	4,944,922
				[4,944,922]
			小計	[117,385,922]
その他固定資産	有形固定資産			
	建物			253,443,672
	電気設備			42,482,986
	空気調和設備			115,462,280
	給排水衛生設備			25,679,583
	下水道内宅設備			1
			小計	[437,068,522]
	什器備品	管理局他施設		2,892,715
	車両運搬具	同上		3,977,253
			小計	[6,869,968]
固定資産合計				578,298,061
資産合計				747,991,945

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金		賃金・法定福利費	15,770,702
			消耗品費	1,709,452
			什器備品費	470,470
			光熱水費	2,205,530
			委託料	24,606,675
			修繕料	5,222,694
			動力費	1,405,800
			公課費	12,527,530
			市委託料戻し	3,675,997
			その他	12,331,591
			小計	[79,926,441]
	預り金		社会保険料他	2,488,231
				小計
	前受金		市民センター	3,896,976
			こまつドーム	402,410
		小松サン・アビリティーズ	52,260	
		木場潟スポーツ研修センター	21,600	
		小松市芦城センター	40,000	
		こまつ曳山交流館	11,100	
			小計	[4,424,346]
流動負債合計				86,839,018
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払いに備えるもの	60,086,700
固定負債合計				60,086,700
負債合計				146,925,718
正味財産				601,066,227

正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	508,902,552	418,975,378	89,927,174
使用料収益	119,907,630	128,511,061	△8,603,431
補助金	141,664,031	142,545,696	△881,665
財団運営補助金	96,452,396	102,201,167	△5,748,771
小松総合体育館補助金	18,592,781	13,900,000	4,692,781
スポーツ振興事業補助金	11,532,376	11,671,574	△139,198
職員派遣事業補助金	15,086,478	14,772,955	313,523
児童クラブ利用料収益	11,254,900	11,616,900	△362,000
自主事業収益	3,891,070	3,948,260	△57,190
交付金	38,455,933	28,574,302	9,881,631
減価償却費計上による振替額	28,852,578	29,821,230	△968,652
退職給付債務取崩収益	41,914	0	41,914
(2) 経常外収益			
受取利息	553	463	90
預金利息	553	463	90
雑収入	17,545,785	16,867,939	677,846
受取手数料	10,996,810	10,639,910	356,900
雑収入	6,548,975	6,228,029	320,946
経常収益計	870,516,946	780,861,229	89,655,717
(3) 経常費用			
事業費	820,135,716	718,522,394	101,613,322
給料	36,886,831	35,565,600	1,321,231
手当	18,557,517	18,347,775	209,742
賃金	225,413,440	175,558,876	49,854,564
法定福利費	38,503,650	30,668,773	7,834,877
旅費	711,909	664,237	47,672
費用弁償	9,651	0	9,651
消耗品費	19,671,067	17,463,654	2,207,413

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
燃料費	2,671,888	3,933,850	△1,261,962
光熱水費	124,571,958	114,156,108	10,415,850
印刷製本費	1,012,062	694,799	317,263
通信運搬費	3,400,749	2,962,200	438,549
委託料	163,570,007	158,027,380	5,542,627
手数料	2,359,144	2,255,299	103,845
使用料及び賃借料	16,991,882	19,121,443	△2,129,561
修繕料	39,609,388	34,811,518	4,797,870
原材料費	2,006,213	1,026,220	979,993
負担金	2,716,814	1,204,998	1,511,816
食糧費	327,683	334,189	△6,506
損害保険料	3,072,294	3,034,708	37,586
公課費	31,244,201	24,767,867	6,476,334
動力費	11,947,100	10,146,510	1,800,590
交際費	82,405	69,231	13,174
福利厚生費	47,067	0	47,067
賄材料費	2,516,095	2,496,218	19,877
広告料	586,067	585,327	740
報償費	3,664,177	3,696,800	△32,623
報酬	22,908	0	22,908
備品費	629,844	1,208,630	△578,786
小松市中学校部活動地域移行運営補助金	14,248,999	0	14,248,999
減価償却費	53,082,706	55,716,384	△2,633,678
総係費	96,205,739	102,210,711	△6,004,972
給料	17,891,979	19,212,900	△1,320,921
手当	26,770,110	11,605,420	15,164,690
賃金	28,468,453	48,667,627	△20,199,174
法定福利費	14,910,428	14,143,496	766,932
旅費	21,065	77,121	△56,056
費用弁償	71,449	77,000	△5,551
消耗品費	546,005	554,821	△8,816
燃料費	313,500	489,373	△175,873
印刷製本費	3,876	0	3,876
通信運搬費	429,046	427,687	1,359

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
委託料	2,879,197	3,557,341	△678,144
手数料	310,092	221,200	88,892
使用料及び賃借料	1,270,558	1,446,627	△176,069
修繕料	1,113,122	555,851	557,271
負担金	46,870	66,234	△19,364
食糧費	10,918	4,121	6,797
損害保険料	295,406	306,190	△10,784
公課費	225,653	148,580	77,073
交際費	25,708	17,680	8,028
福利厚生費	348,431	409,552	△61,121
報償費	33,918	39,600	△5,682
報酬	169,592	182,290	△12,698
備品費	50,363	0	50,363
指定管理施設終了施設精算分	0	3,800	△3,800
退職給付引当金繰入額	13,888,200	21,443	13,866,757
経常費用計	930,229,655	820,758,348	109,471,307
評価損益等調整前当期経常増減額	△59,712,709	△39,897,119	△19,815,590
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券等評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△59,712,709	△39,897,119	△19,815,590
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	36,730	33,005	3,725
経常外収益計	36,730	33,005	3,725
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	157,300	560,115	△402,815
固定資産売却損	0	0	0
経常外費用計	157,300	560,115	△402,815
当期経常外増減額	△120,570	△527,110	406,540
当期一般正味財産増減額	△59,833,279	△40,420,429	△19,412,850
一般正味財産期首残高	369,017,299	409,437,728	△40,420,429
一般正味財産期末残高	309,184,020	369,017,299	△59,833,279

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△28,852,578	△29,821,230	968,652
減価償却費(石川県補助金)	△1,168,715	△1,254,049	85,334
減価償却費(小松市補助金)	△20,535,696	△20,992,125	456,429
減価償却費(日本財団補助金)	△7,148,167	△7,575,056	426,889
当期指定正味財産増減額	△28,852,578	△29,821,230	968,652
指定正味財産期首残高	320,734,785	350,556,015	△29,821,230
指定正味財産期末残高	291,882,207	320,734,785	△28,852,578
III 正味財産期末残高	601,066,227	689,752,084	△88,685,857

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・今後発生する修繕に備え、相当額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
退職給付引当資産	46,648,500	13,888,200	450,000	60,086,700
児童クラブ運営費積立資産	28,441,000	5,000,000	10,048,700	23,392,300
小松総合体育館 特別修繕引当資産	12,488,598	162,924	7,706,600	4,944,922
管理運営費積立資産	52,931,000	1,721,588	25,690,588	28,962,000
その他固定資産				
建物	486,814,809	0	49,746,287	437,068,522
什器備品	3,622,902	470,470	1,200,657	2,892,715
車両運搬具	5,519,015	594,000	2,135,762	3,977,253
小計	636,465,824	21,837,182	96,978,594	561,324,412
合計	653,439,473	21,837,182	96,978,594	578,298,061

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
退職給付引当資産	60,086,700	-	60,086,700	-
児童クラブ運営費積立資産	23,392,300	-	23,392,300	-
小松総合体育館 特別修繕引当資産	4,944,922	-	4,944,922	-
管理運営費積立資産	28,962,000	-	28,962,000	-
その他固定資産				
建物	437,068,522	421,771,124	15,297,398	-
什器備品	2,892,715	-	2,892,715	-
車両運搬具	3,977,253	-	3,977,253	-
小 計	561,324,412	421,771,124	139,553,288	-
合 計	578,298,061	438,744,773	139,553,288	-

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,532,046,960	1,094,978,438	437,068,522
什 器 備 品	26,382,409	23,489,694	2,892,715
車 両 運 搬 具	14,217,240	10,239,987	3,977,253

5. 補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高は, 次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
日本財団補助金	日本財団	69,131,865	0	7,148,167	61,983,698	指定正味財産
石川県補助金	石川県	9,563,000	0	1,168,715	8,394,285	指定正味財産
小松市補助金	小松市	225,066,271	0	20,535,696	204,530,575	指定正味財産
合計		303,761,136	0	28,852,578	274,908,558	

令和8年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和8年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		982,233千円
第 1 項	施設管理運営事業収益		845,361千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益		10,077千円
第 3 項	地域活性化事業収益		70,353千円
第 4 項	文化交流事業収益		39,057千円
第 9 項	特定資産取崩収入		17,385千円
第 2 款	事 業 外 収 益		18,025千円
第 1 項	事 業 外 収 益		18,025千円
		支	出
第 1 款	事 業 費		994,954千円
第 1 項	施設管理運営事業		874,002千円
第 2 項	スポーツ振興事業		9,555千円
第 3 項	地域活性化事業		72,304千円
第 4 項	文化交流事業		39,093千円

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

	支	出
第 31 款	資 本 的 支 出	5, 3 0 4 千円
第 3 項	有形固定資産購入費	3 2 9 千円
第 4 項	特定資産積立支出	4, 9 7 5 千円

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 90, 600千円

令和8年3月25日 提出

理 事 長 越 田 幸 宏

報告第12号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

第28期 事業・決算報告 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

北陸新幹線小松駅開業から2年が経過し、小松駅周辺では、人流の増加に加え、企業、大学、行政機能等の集積が進んでいます。また、令和7年10月には、北陸電力グループの複合ビル「ウレシヤス小松」がオープンし、複数のホテル立地も進むなど、小松駅周辺における交流促進と賑わい創出の可能性はさらに広がっています。

このような状況の中、都市再生推進法人（令和4年3月指定）である当社は、令和7年度より、「まちなか再生に向けたエリアマネジメントの推進」を重点テーマに掲げ、小松駅周辺エリアにおける交流促進、賑わい創出、公共施設・公共空間の利活用、多様な主体による共創の推進に取り組みました。

事業については、

- 多様な主体による交流・共創を推進する「共創プラットフォーム・マネジメント事業」
- 公共施設や公共空間の効率的な管理運営と利活用を進める「ファシリティ・マネジメント事業」
- 従来から実施している「子育て支援サービス事業」

の3分野を柱として推進するとともに、業務の効率化や関係団体との連携強化を進めながら、持続可能な事業運営に取り組みました。

1. 共創プラットフォーム・マネジメント

共創プラットフォーム・マネジメントでは、小松駅周辺における交流・共創の促進を目的として、多様な主体が関わる場づくりやネットワーク形成に取り組みました。

① Komatsu 九の運営を通じた賑わい創出と情報発信

Komatsu 九では、テナント運営やコワーキング利用等を通じて自主事業収入の増加を図りました。

また、東京に本社を置く経営者3名が小松に移住するなど、施設利用を契機とした新たな動きも生まれています。

ギャラリー・ホールについても安定した利用があり、イベント企画や情報発信を通じて、利用促進と交流機会の創出に取り組みました。ギャラリー・ホールは、北陸の伝統工芸の情報発信拠点であり、その一環として市から委託を受け、大阪・関西万博共同出展を支援しました。

※大阪・関西万博共同出展：伝統工芸「九谷焼」の魅力を発信（5月6日～12日に中部4都市、7月28日～31日に南砺市と共同出展）

② こまつアズスクエアにおける交流・共創の場づくり

小松駅周辺では、企業研修施設や企業オフィス等の集積が進み、交流を通じた新たな事業創出やイノベーションの可能性が高まっています。

このようなエリア特性を踏まえ、こまつアズスクエア1階の一部区画において、ビジネスラウンジ機能と食堂機能を複合した交流・共創拠点「(仮称) collective hub & dining + e n (テン)」の整備に向けた準備を進めました。

③ 共創プラットフォーム「こまつリビングラボ」構想の推進

小松市では、未来型図書館の整備に向け、市民、企業、大学、行政等による対話と共創を重視した「リビングラボ」の取組みが進められています。

※リビングラボ：企業や行政、大学、市民といった多様な立場の人が参画し、対話を通じて新しくものごとを共に創り上げていく仕組みを考え、実践する場であり、みんなで未来をつくる場である。

当社は、民間事業者等とのネットワークを活かし、こまつリビングラボの中心的組織としての役割を担うべく、市から委託を受け、持続的な運営スキームの構築等に取り組みました。

その中で、リビングラボ運営体制の整備を進めながら、共創ワークショップの実施、SNS(Instagram, note)開設やサイト構築等を進めました。

民間においても「ラボ」の名称を用いた活動が見られるなど、共創に対する関心の広がりが確認されました。

こうした動きを踏まえ、当面の共創分野については、

- 未来型図書館づくり
- 小松駅周辺のまちなか再生
- 産官学・市民協働による新しい公共のあり方

の3分野を中心として整理し、共創プロジェクトの創出に取り組みました。

2. ファシリティ・マネジメント

ファシリティ・マネジメントでは、公共施設や公共空間の効率的な管理運営を行うとともに、まちなかにおける施設利活用や空間活用の促進に取り組みました。

① Komatsu 九の指定管理事業

Komatsu 九については、こまつアズスクエアとの兼任体制により施設管理を実施し、効率化を進めました。

② こまつアズスクエア等の賃貸借・管理事業

こまつアズスクエアについては、共益費の見直しによる費用削減に取り組むとともに、こまつ820ステーションや小松駅南トイレ等、当社が管理受託している施設の一体的な管理を進めました。

③ まちなかりーシングに向けた調査・調整

小松駅周辺のまちなか再生においては、空き店舗や未利用不動産の利活用が課題

となっています。

このため、商店街の空き店舗調査や不動産会社へのヒアリングを実施し、空き店舗の現状や課題、まちなかにおける当社の役割について整理を行いました。

また、公共空間の活用の一環として、朱門広場（三日市町）について、まちなかの賑わいと事業創出に資する屋台事業の実施に向け、Komatsu 九でも連携関係のあるJR西日本不動産開発(株)や小松商工会議所青年部(YEG)と運営方針や出店者募集・育成等に関する調整を行いました。

3. 子育て支援サービス

① カブッキーランド運営

カブッキーランドでは、定期イベントや随時イベントを開催するとともに、市内こども園を対象とした「食育教室」を実施しました。

特に、まちなか事業者を講師に迎えた新たな食育イベントは好評であり、地域事業者との連携による新たな取り組みとして継続実施に向けた検討を進めています。

また、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るため、キャッシュレス決済に対応した券売機1台を3月に購入しました。導入にあたっては、ものづくり補助金を活用して負担軽減を図りました。

入場者数については、市内外での屋内遊具施設の増加など競合環境が変化する中、昨年度並みの53,299人となりました。

② ファミリーサポートセンター運営

ファミリーサポートセンターでは、依頼会員である保護者と協力会員である有償ボランティアを繋ぎ、乳幼児・児童の送迎や預かり、妊産婦支援を延べ748回実施しました。昨年に比べ送迎や預かりの依頼が増え、実施回数は228回増加しました。

③ こども預かりサービスステーションとの連携

ファミリーサポートセンター事業の利用を希望した方で、小松市が実施する、こども預かりサービスステーション利用がより適切である場合には、小松市の担当者へつなぎ、子育て家庭への的確な支援を行いました。

4. 事業活動の結果

これらの事業活動の結果、カブッキーランド売上高は、対前年度比50,548円、0.4%増の13,863,599円となりました。

また、Komatsu 九の指定管理事業等を含めた当社全体の売上高は、対前年度比16,630,837円、4.8%増の362,073,662円となりました。

営業利益は対前年度比2,023,502円、67.7%増の5,010,410円。経常利益は、対前年度比1,687,296円、46.2%増の5,336,666円となりました。

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【115,153,403】	【流動負債】	【58,584,859】
現金	346,800	未払金	15,812,507
預金	59,576,036	前受金	4,000
前払金	16,500	預り金	168,786
前払家賃	19,028,488	前受家賃	17,992,808
未収入金	36,185,579	未払法人税等	2,579,400
【固定資産】	【318,472,874】	未払消費税等	2,476,800
(有形固定資産)	(260,329,654)	1年以内返済長期借入金	19,550,558
建物	121,900,689	【固定負債】	【343,760,018】
建物附属設備	134,242,651	長期借入金	311,185,258
工具器具備品	3,993,323	退職給付引当金	3,000,000
一括償却資産	192,991	預り保証金	9,774,760
(無形固定資産)	(472,000)	修繕引当金	19,800,000
ソフトウェア	472,000	負債合計	402,344,877
(投資その他の資産)	(57,671,220)		
敷金	57,671,220		
		純資産の部	
		科目	金額
		【株主資本】	【31,281,400】
		資本金	17,050,000
		(利益剰余金)	16,731,400
		繰越利益剰余金	16,731,400
		自己株式	△ 2,500,000
		純資産合計	31,281,400
資産合計	433,626,277	負債・純資産合計	433,626,277

損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	13,863,599
(2) 補助金収入	29,531,000
(3) 家賃収入	245,421,891
(4) 受託収入	56,651,331
(5) コワーキング売上	6,650,045
(6) ナイン家賃収入	9,136,219
(7) ナイン売上	819,577

362,073,662

2. 売上原価

(1) 材料費	<u>786,529</u>
---------	----------------

売上総利益金額

361,287,133

3. 販売費及び一般管理費

(1) 役員報酬	5,668,160
(2) 給料	32,532,063
(3) 従業員賞与	7,981,131
(4) 法定福利費	6,312,273
(5) 福利厚生費	217,672
(6) 委託費	31,246,839
(7) 通信費	876,413
(8) 減価償却費	25,199,970
(9) 賃借料	3,080,031
(10) 支払保険料	337,484
(11) 修繕費	330,500
(12) 水道光熱費	9,244,846
(13) イベント費	2,225,975
(14) 消耗品費	1,886,123
(15) 租税公課	2,359,731
(16) 支払報酬	1,625,455
(17) 広告宣伝費	979,962
(18) 支払手数料	773,378
(19) 旅費交通費	1,229,804
(20) 会議費	44,304
(21) 支払家賃	216,794,579
(22) 負担金	135,530
(23) 修繕引当金繰入	5,000,000
(24) 寄付金	5,000
(25) 雑費	189,500

356,276,723

営業利益金額

5,010,410

営業外利益		
(1) 受取利息	162,634	
(2) 雑収入	1,027,033	
		<u>1,189,667</u>
営業外費用		
(1) 支払利息割引料	<u>863,411</u>	
営業外収益金額		<u>326,256</u>
經常利益金額		<u>5,336,666</u>
特別利益		
(1) 不動産違約金収入	<u>2,678,500</u>	
特別損失		
(1) 退職金	<u>757,117</u>	
税引前当期純利益		<u>7,258,049</u>
法人税，住民税及び事業税		<u>3,142,702</u>
当期純利益金額		<u>4,115,347</u>

株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	17,050,000	12,616,053	12,616,053	△2,500,000	27,166,053	27,166,053
当期変動額	0	4,115,347	4,115,347		4,115,347	4,115,347
当期純利益		4,115,347				
当期末残高	17,050,000	16,731,400	16,731,400	△2,500,000	31,281,400	31,281,400

財務諸表に対する注記

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。
 - (2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。
3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。
4. 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額	183,870,767円
---------	--------------
5. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式総数 341株
 - (2) 自己株式総数 50株

第 28 期 財産目録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘要	金額
<u>1. 流動資産</u>		<u>115,153,403</u>
(1)現金預金		59,922,836
ア. 現金	カブッキーランド, 会社小口	346,800
イ. 預金	普通預金 (期末現在高)	59,576,036
	北國銀行 小松中央支店	3,759,279
	北國銀行 小松中央支店	5,082,948
	北國銀行 小松中央支店	443,719
	北國銀行 小松中央支店	4,221,104
	北國銀行 小松中央支店	18,071,471
	北國銀行 小松中央支店	10,597,556
	北國銀行 小松支店	287,372
	定期預金	17,112,587
	はくさん信用金庫小松中央支店	5,021,631
	北國銀行 小松中央支店	5,033,009
	北國銀行 小松支店	7,057,947
(2)前払家賃	前払家賃 (令和 8 年 4 月分)	19,028,488
(3)未収入金	受託料(小松市観光交流センター, リビン グラボ, 820 ステーション)	16,003,065
	補助金(カブッキーランド 運営補助金, こども預 かりサービスステーション, 食育教室, 賑わいセンター運営事業)	17,013,700
	その他(カブッキーランド 売上(クレジット, 電 子マネー等), 自販機売上手数料)	1,449,068
	その他 (Komatsu 九_ワーキング 売上, テント 売上)	1,719,746
(4)前払金	予約システム使用料・保守料(4月分)	16,500
<u>2. 固定資産</u>		<u>318,472,874</u>
(1)有形固定資産	建物 (大学内装工事, まち家改修工事)	121,900,689
	建物付属設備(大学(電気, 空調, 給排水), カブッキーランド 倉庫換気, 1階自動ドア増設)	134,242,651
	工具器具備品 (券売機など)	3,993,323
	一括償却資産	192,991
(2)無形固定資産	ソフトウェア (HP 予約システム)	472,000
(3)投資その他の資産	敷金(青山ライフプロモーション)	57,671,220
資産合計		433,626,277

負債の部	摘要	金額
<u>1. 流動負債</u>		<u>58,584,859</u>
(1)未払金		15,812,507
	給料, 役員報酬 (令和8年3月分) 3,049,597	
	委託料 (820, カブツキランド, 観光交流センター) 7,384,135	
	その他 (法定福利費, 水道光熱費, 券売機ほか) 5,378,775	
(2)前受金		4,000
	アズスクエア広場使用料 4,000	
(3)預り金		168,786
	源泉所得税・住民税 168,786	
(4)前受家賃		17,992,808
	家賃 (公立小松大学, Hifリゾート) 17,992,808	
(5)未払法人税等		2,579,400
	法人税 2,579,400	
(6)未払消費税等		2,476,800
	消費税 2,476,800	
(7)1年以内返済長期借入金		19,550,558
	19,550,558	
<u>2. 固定負債</u>		<u>343,760,018</u>
(1)長期借入金		311,185,258
	北國銀行 小松支店 311,185,258	
(2)預り保証金		9,774,760
	敷金 (Hifリゾート, グレイス) 9,774,760	
(3)退職給付引当金		3,000,000
	3,000,000	
(4)修繕引当金		19,800,000
	19,800,000	
負債合計		402,344,877

純資産の部	摘要	金額
<u>1. 株主資本</u>		<u>31,281,400</u>
(1)資本金		17,050,000
(2)利益剰余金		16,731,400
(3)自己株式		△2,500,000
純資産合計		31,281,400
負債・純資産合計		433,626,277

第29期 事業計画

(基本方針)

第29期においても「まちなか再生に向けたエリアマネジメントの推進」を重点テーマとし、「共創プラットフォーム・マネジメント」、「ファシリティ・マネジメント」、「子育て支援サービス」の3分野を柱として、各事業を推進します。

第28期において構築・検討を進めた交流・共創基盤や施設運営体制を活かし、継続事業の充実を図るとともに、新たな事業展開にも取り組みます。

1. 共創プラットフォーム・マネジメント

① Komatsu 九を核とした賑わい創出と情報発信 【継続事業】

今期も引き続き Komatsu 九の指定管理者として、施設の利活用を含めた小松駅周辺の賑わいづくりと交流促進、情報発信に取り組みます。

- 「ギャラリー&イベントエリア」や駅東西広場などを活用した民間主体のイベント創出や情報発信を支援
- SNS やホームページ、podcast 等を活用した情報の蓄積と発信

② こまつアズスクエアでの交流・共創の場づくり 【拡充事業】

第28期に準備を進めた交流・共創拠点「(仮称) collective hub & dining + en (テン)」のオープン(7月中旬予定)に向け、食堂機能を担う民間事業者への賃貸を行うとともに、当社において、ビジネスラウンジ機能の整備や企業連携プログラムの実施に取り組みます。

- ビジネスラウンジの整備と交流・共創推進のコア企業(コレクティブパートナー)を募集(8社限定)
- 企業と学生の交流や首都圏の共創拠点と連携したプログラムの実践

③ 共創プラットフォーム「こまつリビングラボ」の運営 【継続事業】

第28期に整理した共創分野「未来型図書館づくり」「小松駅周辺のまちなか再生」「産官学・市民協働による新しい公共のあり方」の3つについて、対話を通じた共創プロジェクトの組成・実践支援を継続します。また、持続可能な運営を目指し、活動を増やすだけでなく、活動状況を把握・データ分析できる運営基盤について検討を進めます。

- こまつリビングラボの持続的な運営スキームの構築(運営ルールの整備・標準化やコミュニティマネージャーの配置・育成)
- パイロット事業の組立と実践支援(未来型図書館づくりでの仮設フェンスアートプロジェクトや、小松駅周辺での「交流」と「食」を軸とした拠点形成等)

2. ファシリティ・マネジメント

① Komatsu 九の指定管理事業 【継続事業】

引き続き、Komatsu 九の効率的・安定的な施設運営を行うとともに、高架下の公

共施設や市民公園など一体的な情報発信や利用案内窓口の一元化に向けた調整を進めていきます。

また、イベントに関しては、自社だけでなく、市民の意見も取り入れ、共同で開催する機会も取り入れることで、持続可能なイベント共創の場を創出します。

② こまつアズスクエア等の賃貸借・管理事業 【継続事業】

アズスクエア1階から3階フロアの維持管理を適切に行うとともに、1階の一部区画での交流・共創拠点「(仮称) collective hub & dining + en (テン)」について、食堂機能を担う民間事業者への賃貸を行います。

③ まちなかりーシングへの調査 【継続事業】

共創プラットフォームにおけるプロジェクトの一環として、駅前商店街や地域の不動産会社との対話を通じて、町家や店舗などの利活用に係る継続的なサウンディング型市場調査を実施します。

④ 朱門広場屋台事業 【新規事業】

まちなかりーシングに付随して、JR西日本不動産開発(株)や小松商工会議所青年部(YEG)と公共空間の利活用を進める取り組みとして、三日市町にある朱門広場にて、チャレンジショップとしての屋台を4店舗展開します。(店舗運営は民間事業者が担う)

3. 子育て支援サービス

① カブッキーランド運営 【継続事業】

親子交流イベントや食育教室、SNSによる情報発信等を継続実施し、利用促進と子育て支援の充実を図ります。

また、安定的な運営に向けて、利用料金のあり方について、市内外の類似施設の調査を行いながら検討を行います。

② ファミリーサポートセンター運営 【継続事業】

引き続き、産前産後サポートなど家事・育児支援の充実、協力会員の募集など情報発信について、市や関係機関と連携を図っていきます。

③ こども預かりサービスステーションとの連携 【継続事業】

サービス内容の情報発信等について、市や運営事業者と連携を図っていきます。

第 29 期 予算
(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

(総則)

第 1 条 第 29 期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	営業収益		376,514 千円
	第 1 項 営業収益		375,214 千円
	第 2 項 営業外収益		1,300 千円
		支 出	
第 1 款	営業費用		374,528 千円
	第 1 項 営業費用		373,578 千円
	第 2 項 営業外費用		950 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		0 千円
	第 1 項 借入金		0 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		19,505 千円
	第 1 項 借入金償還金		19,505 千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の額は、30,000 千円と定める。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年度

- | | |
|-------|--|
| 専決第1号 | 小松市監査委員条例等の一部を改正する条例 |
| 専決第2号 | 小松市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例 |

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年5月12日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市監査委員条例等の一部を改正する条例

小松市監査委員条例等の一部を改正する条例

(小松市監査委員条例の一部改正)

第1条 小松市監査委員条例(昭和39年小松市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別監査の着手)</p> <p>第4条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理し、又は法第98条第2項、第199条第6項、同条第7項、第235条の2第2項及び<u>第243条の2の8</u>第3項の規定による監査若しくは検査の要求若しくは請求があった場合は、7日以内に監査又は検査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(特別監査の着手)</p> <p>第4条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理し、又は法第98条第2項、第199条第6項、同条第7項、第235条の2第2項及び<u>第243条の2の9</u>第3項の規定による監査若しくは検査の要求若しくは請求があった場合は、7日以内に監査又は検査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>備考 この表中に付した下線は、注記である。</p>	

(小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 小松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小松市条例第41号)を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の</p>

<p>免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により 上下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が100 万円以上である場合とする。</p>	<p>免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により 上下水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が100 万円以上である場合とする。</p>
---	---

備考 この表中に付した下線は、注記である。

（小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部改正）

第3条 小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）
を次の表のように改正するaa。

改正前	改正後
<p>（議会の同意を要する賠償責任の 免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、 病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が100 万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の 免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、 病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が100 万円以上である場合とする。</p>

備考 この表中に付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則

第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年5月21日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

小松市高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行条例（平成24年小松市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(園路及び広場) 第35条 [略] (1)～(5) [略] (6) 高齢者，障害者等が転落するおそれのある場所には，柵，令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第21条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「公園視覚障害者誘導用ブロック」という。）) 其他の高齢者，障害者等の転落を防止するための設備が設	(園路及び広場) 第35条 [同左] (1)～(5) [同左] (6) 高齢者，障害者等が転落するおそれのある場所には，柵，令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び <u>令第22条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「公園視覚障害者誘導用ブロック」という。）) 其他の高齢者，障害者等の転落を防止するための設備が設

けられていること。

(7) [略]

けられていること。

(7) [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。